



二 積立金組織による予約販売  
三 特定顧客に対する限定展示即  
売行為  
四 生産者の即売行為のために売  
場を提供する行為

2 通商産業大臣は、前項の許可を  
した後に於いて、同項各号に掲げ  
る営業方法が一般小売業者に対し  
著しく悪影響を及ぼすと認めると  
きは、これを中止し、又は変更す  
べきことを命ずることができる。

3 百貨店業者は、第一項各号に掲  
げる営業方法に關し、同項の規定  
により通商産業大臣の許可を受け  
た内容に該当しない行為をしては  
ならない。

(仕入先との取引の規制)

第六条 百貨店業者は、次に掲げる  
行為については、通商産業省令で  
定めるところにより、あらかじめ、  
当該行為についての一般的な契約  
条件を定め、通商産業大臣の許可  
を受けなければならない。

一 宣伝費の仕入先との共同負担  
二 仕入先従業員の自己の営業の  
ための利用  
三 他人の委託を受けて行う販売  
行為

四 仕入商品の返品  
五 仕入後における商品の値引  
六 規格を示した注文品の納入拒  
否

2 通商産業大臣は、前項の許可を  
した後に於いて、同項の契約条件  
が一般即売業者に対し悪影響を及  
ぼすと認めるときは、これを變更  
すべきことを命ずることができる。

3 百貨店業者は、第一項各号に掲  
げる事項に關し、同項の規定によ

り通商産業大臣の許可を受けた契  
約条件に該当しない行為をしては  
ならない。

(店舗に關する制限)

第七條 國、地方公共団体及び公共  
企業体(日本国有鐵道、日本専売  
公社及び日本電信電話公社をい  
う。以下同じ。)は、百貨店業者に  
對し、その所有する施設を店舗と  
して使用させてはならない。

(審議會)

第八條 この法律の施行に關する重  
要事項を調査審議させるため、通  
商産業省に百貨店審議會を、通商  
産業局に地方百貨店審議會(以下  
「審議會」と總稱する。)を置く。

2 審議會は、会長一人及び委員九  
人以内で組織する。

3 会長及び委員は、商業に關する  
學識経験のある者及び一般消費者  
のうちから、通商産業大臣又は通  
商産業局長が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、審  
議會の事務をつかさどる機關、審  
議會の組織、議事及び運営その他  
審議會に關し必要な事項は、政令  
で定める。

(審議會への諮問)

第九條 通商産業大臣は、この法律  
の規定による許可又は命令をしよ  
うとするときは、審議會に諮問し  
なければならない。

(公正取引委員會の同意)

第十條 通商産業大臣(第十三條の  
規定により通商産業局長が通商産  
業大臣の権限を行う場合において  
は当該通商産業局長)は、この法  
律による許可又は命令をしようと  
するときは、あらかじめ、公正取

引委員會の同意を得なければなら  
ない。

(私的独占の禁止及び公正取引の  
確保に關する法律の適用除外)

第十一條 私的独占の禁止及び公正  
取引の確保に關する法律(昭和二  
十二年法律第五十四号)の規定は、  
百貨店業者がこの法律の規定によ  
り許可を受けた営業方法又は一般  
的な契約条件に基き行う行為に  
は、適用しない。

(報告及び検査)

第十二條 通商産業大臣は、この法  
律に規定する権限を実施するため  
必要限度において、百貨店業者  
若しくはその団体から必要な報告  
を徴し、又はその職員をしてその  
事業所若しくは事務所に立ち入  
り、業務の状況、帳簿書類、設備  
若しくは商品の検査をさせること  
ができる。

2 前項の規定により立入検査をす  
る職員は、その身分を示す証明書  
を携帯し、関係人の請求があつた  
ときは、これを提示しなければなら  
ない。

(権限の委任)

第十三條 この法律の規定により通  
商産業大臣の権限に屬する事項  
は、政令で定めるところにより、  
通商産業局長に行わせることがで  
きる。

(罰則)

第十四條 第三條の規定に違反した  
者は、五十万円以下の罰金に処す  
る。

第十五條 次の各号の一に該當する  
者は、三十万円以下の罰金に処す  
る。

一 第五條第二項又は第六條第二  
項の命令に違反した者  
二 第五條第三項又は第六條第三  
項の規定に違反した者  
第十六條 第四條、第五條第一項又  
は第六條第一項の規定に違反した  
者は、十万円以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若  
しくは人の代理人、使用人その他の  
従業者が、その法人又は人の業  
務に關し、第十四條から前條まで  
の違反行為をしたときは、行為者  
を罰するほか、その法人又は人に  
對して各本條の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算  
して一月を超えない範囲内で政令  
で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に第二條の  
規定に該當する事業を営んでいる  
者は、第三條の規定による許可を  
受けたものとみなす。

3 通商産業大臣は、この法律施行  
の際現に百貨店業の店舗とする目  
的の新築、増築又は改築の工事を  
施行している建築物を使用して百  
貨店業を営もうとする者がこの法  
律施行の日から三週間以内に第二  
條又は第四條第一号若しくは第二  
号の許可の申請をしたときは、そ

の百貨店業の事業活動が中小商業  
の事業活動に及ぼす影響及びこの  
法律施行の際におけるその工事の  
施行の程度を考慮して許可するか  
どうかを決定しなければならない。

4 附則第二項の規定により許可を  
受けたものとみなされた者であつ  
てこの法律施行の際現に第四條第  
三號の規定に係る業務を行つてい  
るものは、この法律施行の日から  
二月間を限り、同條の規定にかか  
らず、その業務を行うことができ  
る。

5 この法律施行の際現に國、地方  
公共団体又は公共企業体がその所  
有する施設を百貨店業者に店舗と  
して使用させている場合において  
は、その使用については、第七條  
の規定は適用しない。

6 通商産業省設置法(昭和二十七  
年法律第二百七十五号)の一部を  
次のように改正する。

第四條第一項第三十号及び第三十  
一号を次のように改める。  
三十 百貨店業を許可すること。  
三十一 削除  
第九條第五号の次に次の一号を加  
える。

五の二 百貨店業に關すること。

を

|                                                        |                                                        |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 産業合理<br>化審議會<br>項を調査<br>審議する<br>こと。                    | 産業合理<br>化審議會<br>項を調査<br>審議する<br>こと。                    |
| 百貨店業<br>の事業活<br>動の規制<br>に關する<br>重要事項<br>を調査審<br>議すること。 | 百貨店業<br>の事業活<br>動の規制<br>に關する<br>重要事項<br>を調査審<br>議すること。 |

に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。  
第三十条の二 通商産業局に、附屬  
機関として地方百貨店審議会を置  
く。

2 地方百貨店審議会については、  
百貨店法(昭和三十一年法律第  
号)の定めるところによる。

○永井委員 ただいま議題となりまし  
た百貨店法案の提案理由を御説明申し  
上げます。

今日、百貨店問題は単に大規模小売  
業者たる百貨店対中小規模の小売業者  
との問題だけではなく、卸売業者、メー  
カー並びに広く一般消費者にも関係の  
深い問題となり、経済的影響のみなら  
ず社会的にも甚大な関係を持つに至っ  
たのであります。戦前旧百貨店法が制  
定された当時の百貨店経営は、主とし  
て高級購買力を対象としていたよう  
であります。戦後は一般中小企業と同  
じ広範囲な大衆購買力を対象とするよ  
うになったのであります。また売り場  
面積について見ますに、戦前の最高  
であった昭和十三年の百二十五万三千  
平方メートルに対し、昨年四月現在で  
は、百三十九万三千平方メートルに増  
加いたしました。さらに引き続き主要  
百貨店の拡張工事は進められており、  
このままに放置すれば、一般中小規模  
の小売業者に死活の影響を与える結果  
となり、社会的問題としても無視でき  
なくなつて参つたのであります。

そこで我が社会党は去る廿二国会に  
おいて百貨店法案を提出し、両院の賛  
同を得て一日も早く百貨店の過度な拡  
張競争と不正な活動を規制しようとし  
たのであります。百貨店の利益に

重点を置いて考慮する自由、民主両党  
の反対によつて審議未了となつたので  
あります。その後引き続き百貨店は  
新築、増築にますます拍車をかけ、昨  
年末の売り場面積は百四十一万平方  
メートルに達し、戦前の最高をさらに  
一一％上回る増加を示すに至つたので  
あります。しかも、拡張工事は昼夜兼  
行、今もなお強行されているのであり  
ます。また百貨店の経営実態を見ま  
すに、小売業者の対象たる大衆購買力  
への割り込み、加うるに百貨店相互間  
の競争の激化によつて、販売関係にお  
いても仕入れ関係においても、独占禁  
止法にそむく営業行為がますます多  
なりつつあるのであります。従いまし  
てこの際公正取引委員会の百貨店に  
対する特殊指定を主体といたしまして、  
単独立法を制定し、百貨店の営業行為  
の範囲並びに基準を明らかにして、無  
用な経済秩序の混乱や社会的悪影響を  
防止する必要があるものであります。

政府はわが社会党の百貨店法案の提  
出に刺激され、かつは世論の圧力に押  
されてやむなく同名の法案を提出する  
に至つたのであります。その実質は、  
拡張し尽された既存百貨店の利益を確  
保せんとするものであり、流通過程の  
秩序を公正に整えようとするものでは  
ないのであります。よつてここに再び  
本法案を提出し、御審議をわずらわさ  
んとするものであります。何とぞ慎重  
御審議の上早急実現のために御賛成あ  
らんことをお願い申し上げる次第であ  
ります。(拍手)

○神田委員長 次に、同じく去る二月  
二十四日本委員会に付託されました内  
閣提出にかかる百貨店法案を議題と

し、審査に入ります。その趣旨の説明  
を求めます。石橋通商産業大臣。

#### 百貨店法案

#### 百貨店法

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 百貨店業(第三条・第十  
条)

第三章 百貨店審議会(第十一条  
―第十六条)

第四章 雑則(第十七条―第十九  
条)

第五章 罰則(第二十条―第二十  
四条)

#### 附則

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、百貨店業の事  
業活動を調整することにより、中  
小商業の事業活動の機会を確保し、  
商業の正常な発達を図り、もつて  
国民経済の健全な進展に資するこ  
とを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律で「百貨店業」と  
は、物品販売業(物品加工修理業を  
含む)であつて、これを営むための  
店舗のうち、同一の店舗で床  
面積の合計が千五百平方メートル  
(都の特別区及び地方自治法(昭  
和二十二年法律第六十七号)第百  
五十五條第二項の市の区域内にお  
いては、三千平方メートル)以上  
のものを含むものをいう。

#### 第二章 百貨店業

#### (営業の許可)

第三条 百貨店業を営もうとする者  
は、通商産業大臣の許可を受けな

ければならない。

#### (許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする  
者は、次の事項を記載した申請  
書を通商産業大臣に提出しなけれ  
ばならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の氏  
名及び住所  
二 店舗の所在地及び床面積  
三 前項の申請書には店舗の図面、  
店舗における営業の種類を記載し  
た書類その他通商産業省令で定め  
る書類を添附しなければならない。  
(許可の基準等)

第五条 通商産業大臣は、第三条の  
許可の申請があつた場合において、  
その百貨店業の事業活動が中小商  
業の事業活動に影響を及ぼし、中  
小商業者の利益を著しく害するお  
それがあると認めるときは、同条  
の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、第三条の規定  
による処分をしようとするときは  
は、百貨店審議会の意見をきかな  
ければならない。

3 百貨店審議会は、前項の場合に  
おいて、その意見を定めようとし  
るときは、その百貨店業を営むた  
めの店舗の所在地がその地区内に  
ある商工会議所の意見をきかなけ  
ればならない。

(店舗の新設等の許可)  
第六条 第三条の許可を受けた者  
(以下「百貨店業者」という。)は、  
店舗を新設し、又はその床面積を  
増加しようとするときは、通商産  
業大臣の許可を受けなければなら  
ない。

2 前条の規定は、前項の許可に準  
用する。

#### (承継)

第七条 百貨店業者について相続又  
は合併があつたときは、相続人又  
は合併後存続する法人若しくは合  
併により設立した法人は、百貨店  
業者の地位を承継する。

2 百貨店業者たる法人と百貨店業  
者たる他の法人との合併は、通商  
産業大臣の認可を受けなければ、  
その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前項の認可に  
準用する。

#### (閉店時刻及び休業日)

第八条 百貨店業者は、毎日、政令  
で定める時刻以後は、その店舗に  
おいて顧客に対し営業をしてはな  
らない。ただし、その政令で定め  
る時刻前から引き続き店舗内にい  
る顧客に対しては、この限りでな  
い。

2 百貨店業者は、毎月、政令で定  
める日数は、その店舗において顧  
客に対し営業をしてはならない。  
(勸告)

第九条 通商産業大臣は、百貨店業  
者の出張販売、顧客の送迎その他  
の営業に関する行為がその百貨店  
業の事業活動を通じて中小商業の  
事業活動に影響を及ぼすおそれ  
がある場合において、中小商業の維  
持育成を図り、商業の健全な発達  
に寄与するため特に必要があると  
認めるときは、その百貨店業者に  
対し、その行為をしないように勸  
告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定に  
よる勸告をしたときは、その旨を

第四章 雑則

(報告の徴収)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、百貨店業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

(聴聞)

第十八条 通商産業大臣は、第十条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る百貨店業者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

第三章 百貨店審議会

(設置)

第十一条 通商産業省に、百貨店審議会を置く。

(権限)

第十二条 百貨店審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第十三条 審議会は、会長一人及び委員六人以内で組織する。

2 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(任期)

第十四条 会長及び委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第十五条 会長及び委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

を併科する。

一 第三条の許可を受けないで百貨店業を営んだ者

二 第十条の規定による営業の停止の命令に違反した者

第二十一条 第六条第一項の許可を受けないで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第八条の規定に違反して営業をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に百貨店業を営んでいる者は、第三条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から三十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

第三条 通商産業大臣は、この法律の施行の際現に百貨店業の店舗とする目的で新築、増築又は改築の工事を施行している建築物を使用し、百貨店業を営もうとする者がこの法律の施行の日から三週間以内に第三条又は第六条第一項の許可の申請をしたときは、第五条第一項(第六条第二項)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に及ぼす影響を加える。

五の二 百貨店業に関すること。

第二十五条第一項の表中

産業合理化審議会 産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。

百貨店審議会 百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。

起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第四条 附則第二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 百貨店業を許可すること。

三十一 削除

第九条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 百貨店業に関すること。

を

に改める。

易に関する分は、前々国会において成立を見ました輸出入取引法の改正によりこれを規制する道がある程度開けましたが、国内における商業、ことに小売業における販売競争についても、こ

して参りましたが、商業界における競争は内外にわたって激甚をきわめ、往々にして国家全体の利益に反する状況にありますことは、はなはだ遺憾な次第であります。その中において外国貿易

○石橋國務大臣 このたび提出いたしました百貨店法案について、その提案の理由と法案の概要とを御説明申し上げます。

最近わが国の経済は一般的に正常化

の際何とか規制を行う必要が痛感した  
される次第であります。ことに小売業  
界において大きな位置を占めておりま  
す百貨店業の間には、店舗の新設、拡  
張、営業時間の延長等によりまして、  
無制限に事業活動の拡大を行う傾向が  
あるばかりか、その販売面においても、  
また積極的な販売方法の採用による競  
争がとみに激甚を加えていることが認  
められるのであります。このような百  
貨店業者の競争は、さらに小売業全般  
の過当競争を誘発したとともに、中  
小規模の商業者の事業活動を圧迫し、  
わが国商業全般の正常な発達をはばむ  
ことにもなるおそれがあります。

このような状況において、中小商業  
の健全な発達を期するためには、中小  
商業者の組織化とそのサービスの改善  
等経営の健全化を促進し、中小商業  
者自身の實力を涵養することが最も必  
要であることは申すまでもありません  
が、しかし百貨店業者のあまりに急激  
なる進出は、中小商業者の健全なる発達  
をはかる余地をさえ失わしめる懸念が  
きわめて多いのであります。これはわ  
が国の労働人口等の実情から考えまし  
ても捨てておけないところだと考えま  
す。従って、一方におきましては、百貨  
店業者が一般消費者に与える便益は十分  
これを尊重いたし、同時に、百貨  
店業者の事業活動の無制限の拡大を規制  
し、これによって中小規模商業者にま  
た適當なる事業活動の機会を確保する  
ことが目下の緊急事であると信じま  
す。本法案は以上の理由によりまして、  
百貨店業者の事業活動に対し所要の調整  
を加える目的をもって作成いたしました  
のであります。

げますと、第一に、本法案の適用を受  
けます百貨店業の定義といたしまして  
は、まず物品販売業であることであり  
ます。その中には、物品の加工修理業  
をも含むことにはいたしております。そ  
こで、物品販売業を営むための店舗の  
うちに、同一の店舗で床面積の合計が  
六大都市におきましては三千平方メー  
トル以上、その他の都市におきまして  
は、千五百平方メートル以上のもの  
一つ以上を含むものを百貨店業として  
おります。

第二に、百貨店業を新規に開業する  
場合には、通商産業大臣の許可を受け  
なければならぬものとしております。

第三に、既設の百貨店業者がさらに  
店舗を新設し、またはその床面積を増  
加しようとする場合には通商産業大臣  
の許可を受けなければならぬものと  
しております。これらはいずれも百貨  
店業者がその事業活動を拡大すること  
となりまして、中小商業者に影響を与  
える場合が多いからであります。

第四に、これらの許可の申請に対す  
る許可の基準といたしましては、百貨  
店業者の事業活動が中小商業者の事業活動  
に影響を及ぼし、中小商業者の利益を  
著しく害するおそれがあると認めると  
きは、許可をしないものとします。こ  
れは、許可をしないものとして、これら  
の許可申請にかかる事項は、すべて地  
方的なものでございまして、従って地  
方によつてそれぞれ事情を異にいたし  
ては、このようない般的な規定の仕  
方が適當であると考えた次第であり  
ます。

第五に、通商産業大臣は、許可または  
不許可の処分をしようとするときは、学

識経験者で組織される百貨店審議会の  
意見を聞かなければならぬものと  
し、さらに百貨店審議会がその意見を  
定めようとするときは、少くとも許可  
申請にかかる店舗の所在地の商工会議  
所の意見を聞かなければならぬもの  
といたし、通商産業大臣が最も公正に  
してかつ実情に即した処分を行い得る  
ようにした次第であります。

第六に、百貨店業者は、毎日、政令  
で定める閉店時刻以後及び毎月、政令  
で定める日数は、その店舗において顧  
客に対し営業をしてはならないものと  
しております。これは、百貨店業者の  
営業時間ないし日数の増加は、実質的  
には、店舗の拡張と同様であつて、中  
小商業者に特に大きな影響を与えるか  
らであります。しかしながら、地方の  
事情その他特別な事由がある場合に  
いては、百貨店業者は政令で定めるこ  
ろにより、通商産業大臣の許可を受け  
て、閉店時刻を延長し、または休業日数  
を短縮して営業できるようにし、実態  
に即した運営をする考えであります。

第七に、通商産業大臣は、百貨店業  
者の出張販売、顧客の送迎その他の営  
業に関する行為について特に必要があ  
ると認めるときは、その百貨店業者に  
対し、必要な勧告をすることができ  
るものとし、また通商産業大臣は、勧告  
をしたときは、その内容を公表しなけ  
ればならぬものとしております。こ  
れは、百貨店業者のこれらの営業行為  
が実質的に百貨店業者の事業活動を拡  
大し、その結果、中小商業の維持育成  
を困難に陥れ、商業の健全な発達を阻  
害するおそれがあるからであります。

勧告した場合に、特にその内容を公表  
する義務を通商産業大臣に負わせまし  
たのは、この公表によつて実効の確保  
をはかった次第であります。

以上のはか合併、許可の取り消し、  
報告の徴収、聴聞、異議の申し立て、  
罰則に關し、所要の規定を設け、また  
経過措置といたしましては、この法律  
の施行の際、現に百貨店業を営んで  
いる者は、許可を受けたものとみなす  
のとし、さらにこの法律の施行の際、現  
に百貨店業の店舗とする目的で、新築、  
増築、または改築の工事を施行してい  
る建築物を使用して百貨店業を営もう  
とする者が、この法律の施行の日から  
三週間以内に許可の申請をしたとき  
は、中小商業の事業活動に及ぼす影響  
とその工事の施行の程度とをあわせ考  
慮して許可するかどうかを決定するも  
のとした次第であります。

この法律案の内容は、おおむね以上  
の通りであります。

何とぞ慎重御審議の上、御可決せら  
れるようお願い申し上げます。次第であり  
ます。

○神田委員長 次に昨二日本委員会に  
付託されました繊維工業設備臨時措置  
法案を議題とし審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。石  
橋通商産業大臣。

繊維工業設備臨時措置法案  
繊維工業設備臨時措置法

目次  
第一章 総則（第一条）  
第二章 登録（第二条—第二十三  
条）  
第三章 過剰設備の処理（第二十  
四条—第三十条）  
第四章 繊維工業設備審議会（第

三十一条—第三十八条）  
第五章 雑則（第三十九条—第四  
十五条）  
第六章 罰則（第四十六条—第四  
十九条）  
附則

第一章 総則  
（目的）  
第一条 この法律は、繊維製品の正  
常な輸出の発展に寄与するため、  
繊維工業設備に關する規制を行う  
ことによつて、繊維工業の合理化  
を図ることを目的とする。

第二章 登録  
（登録）  
第二条 精紡機（リング精紡機、  
キャップ精紡機、フライヤー精紡  
機、ミュール精紡機及びポット精  
紡機をいう。以下同じ。）は、繊維  
工業設備台帳に登録を受けたもの  
でなければ、糸（別表第一に掲げ  
るものをいう。以下同じ。）の製造  
の用に供してはならない。ただし、  
特殊の構造を有するため糸の製造  
の能率が著しく高い精紡機であつ  
て、通商産業省令で定めるものに  
ついては、この限りでない。

2 クリップ式織物幅出機、ピン式  
織物幅出機、クリップ式織物幅出  
機及び二重ロール（以下「織物幅出  
機」と総称する。）は、繊維工業設備  
台帳に登録を受けたものでなければ  
ない。以下同じ。）の精練、漂白、  
染色又は整理（以下「加工」と  
総称する。）の用に供してはなら  
ない。ただし、特殊の構造を有す  
るため織物の加工の能率が著しく

高い織物幅出機であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(登録の区分)

第三条 前条の登録は、精紡機にあつては別表第三に掲げる精紡機の区分により、織物幅出機にあつては別表第四に掲げる織物幅出機の区分により行うものとする。

2 同一の精紡機又は織物幅出機については、前項の規定による登録の区分（以下単に「登録の区分」という。）の二以上について前条の登録を受けることができない。

第四条 第二条第一項の登録を受けた精紡機は、その登録を受けた登録の区分に係るもの以外の糸の製造の用に供してはならない。ただし、試験的に製造の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第二条第二項の登録を受けた織物幅出機は、その登録を受けた登録の区分に係るもの以外の織物の加工の用に供してはならない。ただし、試験的に加工の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(繊維工業設備台帳)

第五条 繊維工業設備台帳は、通商産業省に備える。

(既存設備による糸の製造又は織物の加工)

第六条 この法律の施行の時にあって既に精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供す

るため設置している者は、この法律の施行の日から二十日間は、第二条の規定にかかわらず、同条の登録を受けず、その精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができる。その精紡機又は織物幅出機について次条第一項の登録申請書を提出した場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(既存設備の登録)

第七条 前条に規定する者は、この法律の施行の時にあって既に糸の製造又は織物の加工の用に供するため設置している精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受けようとするときは、この法律の施行の日から二十日以内に、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 精紡機又は織物幅出機の種類及び型式並びに精紡機にあつては錠の数、織物幅出機にあつては通商産業省令で定める部分の長さ（以下「働き長さ」という。）

二 登録の区分

三 氏名又は名称及び住所

四 精紡機又は織物幅出機の設置の場所

2 前項の登録申請書には、権原に基づいて精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができるとを証する書面を添附しなければならない。

3 精紡機又は織物幅出機の所有者以外の者が提出する第一項の登録申請書には、その区分の登録を受

けることについて所有者の同意を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

(新規登録を認める数の公告)

第九条 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、繊維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における繊維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機の数に基き、登録の区分ごとに、その区分について新たに第二条の登録を受けることができる精紡機又は織物幅出機の数に定め、これを公告しなければならない。

2 前項の数は、次の各号に区別して定めなければならない。

一 第二条の登録を受けていない精紡機又は織物幅出機

二 当該登録の区分以外の区分について第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機

3 前項第二号の精紡機又は織物幅出機は、現に登録を受けている登録の区分ごとに区別して定めなければならない。

4 第一項の数は、精紡機にあつては錠の数の合計、織物幅出機にあつては働き長さの合計をもつて表示しなければならない。

5 第一項の規定による公告においては、次条第一項の仮登録申請書

を提出すべき期間として一年以上の期間を定めておかなければならない。

(仮登録)

第十条 前条第一項の規定による公告があつた場合において、第二条の登録を受けようとする者は、前条第五項の期間内に、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合はその登録を受けた登録の区分を記載した仮登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第七条第三項の規定は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその所有者以外の者が前項の仮登録申請書を提出する場合に準用する。

第十一条 通商産業大臣は、前条第一項の仮登録申請書を受理した場合において、その精紡機又は織物幅出機が第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、仮登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、第九条第二項第一号又は第三項の規定による区別ごとに、前項の規定により仮登録をすべき精紡機又は織物幅出機の錠の数又は働き長さの合計がその区別について第九条第一項の規定により公告した精紡機又は織物幅出機の錠の数又は働き長さの合計をこえるときは、公正な方法で定めなければならない。

3 第一項の仮登録は、繊維工業設備台帳に前条第一項に規定する事

項及び仮登録の年月日を記載することによつて行う。

4 通商産業大臣は、第一項の仮登録をしたときは、前条第一項の仮登録申請書を提出した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(新規登録)

第十二条 前条第一項の仮登録を受けて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機について同項の仮登録を受けた者は、その仮登録を受けた精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受けようとするときは、前条第四項の規定による通知を受けた日から通商産業省令で定める期間を経過する時まで、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合はその登録番号を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十三条 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

2 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について前項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。



(代答登録)

第十四条 第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機に代えて

精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機をもつて同条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機についてその現に登録を受けている区分の登録を受けようとするときは、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項  
二 現に登録を受けている精紡機又は織物幅出機の登録番号  
三 第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機をもつて同項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機について同条第二項の規定による登録の抹消前に受けていた区分の登録を受けようとするときは、その届出をした日から通商産業省令で定める期間を経過する時まで、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項  
二 第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機をもつて同項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機について同条第二項の規定による登録の抹消前に受けていた区分の登録を受けようとするときは、その届出をした日から通商産業省令で定める期間を経過する時まで、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項  
二 第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機又は織物幅出機の登録番号  
三 第二十条第一項の規定による

届出をした年月日

3 第一項の登録申請書には、権原に基いて第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができるとを証する書面を添付しなければならない。

4 第二項の登録申請書には、権原に基いて第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができるとを証する書面を添付しなければならない。

5 第七条第二項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

第十五条 通商産業大臣は、前条第一項又は第二項の登録申請書を受領したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が次の各号に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

一 従前の精紡機又は織物幅出機の錠の数が若しくはその合計又は働き長さ若しくはその合計の範囲内であること。  
二 第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。  
三 織物幅出機にあつては、その種類が従前の織物幅出機の種類と同一であること。  
2 前項第三号の規定の適用については、クリップ式織物幅出機とピン式織物幅出機と、クリップ式織物幅出機とピン式織物幅出機とを乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。  
3 通商産業大臣は、前条第一項の

登録申請書を受領した場合において、第一項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。

第十六条 第八条、第十三条第一項又は前条第一項の登録は、繊維工業設備台帳に第七條第一項に掲げる事項、登録の年月日及び当該精紡機又は織物幅出機について定める登録番号を記載することによつて行ふ。

(登録の抹消)  
第十七条 通商産業大臣は、第八条、第十三条第一項又は第十五条第一項の登録をしたときは、当該精紡機又は織物幅出機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならない。

2 通商産業大臣は、第十三条第二項、第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該精紡機又は織物幅出機に取り付けてある前項の標識を取りはずさなければならない。

3 第二条の登録を受けた者は、第一項の標識が滅失し、又は汚損したときは、通商産業大臣に届け出て、新しい標識の取付を受けることができる。

(登録の効力の承継)  
第十八条 第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を譲り受け、又は借り受けて、これを糸の製造又は織物の加工の用に供する者は、その精紡機又は織物幅出機について同条の登録を受けた者の地位を承継する。

2 第二条の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその者の地位を承継する。

第十九条 第二条の登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前条の規定により第二条の登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による届出があつたときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

(滅失の届出)  
第二十条 第二条の登録を受けた者は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機が滅失したときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その精紡機又は織物幅出機の登録を抹消しなければならない。

ことができる。

(繊維工業設備台帳の謄本等)  
第二十二條 何人も、通商産業大臣に対し、繊維工業設備台帳の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(省令への委任)  
第二十三條 この章に定めるもののほか、登録の手続、繊維工業設備台帳の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 過剰設備の処理  
(共同行為の指示)  
第二十四條 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、繊維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十一年度における繊維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機の数が中小企業安正法（昭和二十七年法律第二百九十四号）第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令により登録を受けた織機の数に基き、必要な資金の額、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参酌して、糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供さないよう処理すべき精紡機、織物幅出機又は織機の数、精紡機、織物幅出機又は織機を糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供している者に対し、その処理に関する共同行為を実施すべきことを指示しなければならない。

2 前項の規定による指示は、精紡機又は織物幅出機にあつては登録

の区分ごとに、機械にあつては中小企業安正法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別ごとに行う。

3 第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(共同行為の期間及び内容)

第二十五条 前条第三項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする。

2 前条第三項の共同行為の内容は、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがなく、かつ、不当に差別的でないものでなければならぬ。

(共同行為の指示の変更等)

第二十六条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出)

第二十七条 第二十四条第一項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従ひ共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第二十四条第一項の規定によ

る指示を受けた者がその指示に従つて共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第二十六条の規定による処分をしたとき、又は第二十七条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(中小企業安正法の特例)

第三十条 調整組合又は調整組合連合会は、その直接又は間接の構成員たる事業者が第二十四条第一項の規定による指示に従つて共同行為をするときは、中小企業安正法第十五条又は第二十六条に規定する事業のほか、その共同行為を実施するため必要な事業を行うことができる。

第四章 繊維工業設備審議会

(設置)

第三十一条 通商産業省に、繊維工業設備審議会を置く。

(権限)

第三十二条 繊維工業設備審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、繊維工業設備に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三十三条 審議会は、委員五十人

以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十四条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び繊維工業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第三十五条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

(勤務)

第三十六条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第三十七条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が

指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供して

いる者に対し、精紡機又は織物幅出機の使用の状況に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十四条第一項の規定による指示に従ひ共同行為をしている者に対し、その共同行為の実施の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供してゐる者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織物幅出機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(手数料)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第四十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

| 納付しなければならない者                          |                                    | 金額                     |                                      |
|---------------------------------------|------------------------------------|------------------------|--------------------------------------|
|                                       |                                    | 精紡機                    | 織物幅出機                                |
| 一 第七条第一項の登録申請書を提出する者                  | 一 錘につき五円                           | 一 錘につき五円               | 動力長さ十メートル又はその端数につき千円                 |
|                                       | 二 第十条第一項の仮登録申請書を提出する者              | 一件につき六千円に一錘につき三円を加算した額 | 一件につき六千円に動力長さ十メートル又はその端数につき六百元を加算した額 |
|                                       | イ 第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受ける場合 | 一件につき一万円に一錘につき五円を加算した額 | 一件につき一万円に動力長さ十メートル又はその端数につき千円を加算した額  |
| ロ その他の場合                              |                                    | 一 錘につき三円               | 動力長さ十メートル又はその端数につき六百元                |
| 三 第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の登録申請書を提出する者 |                                    | 一 錘につき三円               | 動力長さ十メートル又はその端数につき六百元                |



- 四 第十七条第三項の規定により標識の取付を受ける者  
一枚につき五百円
- 五 第十九条第一項又は第二項の規定により届出をする者  
一件につき五百円
- 六 繊維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者  
一枚につき十円
- 七 繊維工業設備台帳の閲覧を請求する者  
一件一回につき十円

(適用除外)  
第四十二条 この法律の規定は、国、地方公共団体及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三條に規定する学校法人には、適用しない。

(異議の申立)  
第四十三条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ、ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

第四十四条 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十五条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その旨を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則  
第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  
一 第二条の規定に違反して、登録を受けずに紡織機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供した者  
二 第二十一条の規定による命令に違反した者  
第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。  
一 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
第四十八条 第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。  
第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十五条第一項の表中

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 繊維製品品質表示審議会 | 繊維製品品質表示に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 繊維工業設備審議会   | 繊維工業設備に関する重要事項を調査審議すること。   |

繊維製品品質表示審議会

繊維製品品質表示に関する重要事項を調査審議すること。

を

に改める。

別表第一

一 絹糸(組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のものをいう。以下同じ。)

二 特紡絹糸(組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下の二十番手の単糸又はこれより太い単糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のもの(前号に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)

三 組成繊維中における絹及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、絹の混用率が十パーセント以上のもの(前二号に掲げるものを除く。)

四 特織糸(組成繊維中における絹の混用率が十パーセント以上の糸(前二号、第十号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)

五 絹紡糸(組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸をいう。以下同じ。)

六 スフ混紡絹糸(組成繊維中における絹及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸であつて、絹の混用率が十パーセント以上のもの(前号に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)

七 絹紡糸(組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。)

八 スフ混紡糸(組成繊維中における絹及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。)

九 梳毛糸(組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の梳毛式の糸をいう。以下同じ。)

十 梳毛式混紡糸(組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上の梳毛式の糸(前号及び第十八号に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)

十一 紡毛糸(組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の紡毛式の糸をいう。以下同じ。)

十二 紡毛式混紡糸(組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上の紡毛式の糸(前号及び第十八号に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)

十三 麻糸(組成繊維中における麻(亜麻、苧麻及び大麻をいう。以下同じ。))以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。)

十四 麻混紡糸(組成繊維中における麻の混用率が十パーセント以上の糸(第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。))

をいう。以下同じ。)

十五 スパ糸(組成繊維中におけるビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。)

十六 組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸

十七 組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、合成

十八 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三十パーセント以上の糸(前二号に掲げるものを除く。)

別表第二

一 幅十三センチメートル以上の織物(以下単に「織物」という。)

二 組成繊維中におけるビスコース繊維の短繊維以外の繊維の混

三 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の織物

四 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が二十パーセント以上の織物(前号に掲げるものを除く。)

別表第三

五 前四号に掲げるものの以外の織物

一 綿糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

二 特紡綿糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

三 特綿糸、スフ糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

四 絹紡糸、スフ混紡絹紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

五 絹紡糸、スフ混紡糸、スフ糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

六 梳毛糸、梳毛式混紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

七 紡毛糸、紡毛式混紡糸、スフ糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

八 麻糸、麻混紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

九 スフ糸又は別表第一第十七号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

十 別表第一第十六号から第十八号までに掲げる糸の製造の用に供すべきもの

掲げる織物の加工の用に供すべきもの

〇石橋國務大臣 繊維工業設備臨時措置法案につきまして、その提出理由及びその概要を御説明申し上げます。

繊維産業は、わが国民の生活上欠くべからざる衣料の供給をみたすと同時に、輸出産業としてもまた第一位を占める重要産業であります。しかるに、近年わが繊維製品の輸出数量が急増し、その価格がまた過当競争により乱調を呈する傾向があるのに対し、た

て、国際的批判がきわめて強く、ために先般ガット加入の際における欧州諸国の三十五案援用問題、米国における日本綿製品の輸入阻止運動など、まことに遺憾な現象を見るに至りましたことは御承知の通りであります。これをこのままに放置いたしますことは、今後の輸出貿易及び繊維産業の発達のために著しい悪影響を及ぼす懸念があります。もちろん、欧米におけるかような動きは、先方の誤解等に基くところも少なくありませんから、わが国としては、その誤解等を解くことに努力することが必要であります。しかしそれに

いたしまして、わが方もまたできる限り相手国の産業経済界を過当に刺激しない方策をとることが肝要であると信じます。政府は、かような見地から、従来より輸出行政面において貿易体制を整備し、輸出品の価格、品質の規制を行うとともに、生産行政面においても中小企業安定法の発動あるいは行政勧告によつて生産調整を行う等の方法を用い、もつて輸出貿易及び産業の健全な発展に努めて参りました。しかし今や繊維産業に關しては、輸出面にお

ける過当競争等の根源となつてゐる過剰設備問題を解決し、産業構造の根本を改善することが焦眉の急であることをご感ぜられるに至りました。ことに注意すべきことは、わが繊維産業が中小企業によつて構成せられる割合がきわめて大きく、特に織布等の加工部門においては、その生産者のほとんどが小規模業者でありまして、それらが全国に散在して、わが国中小企業の中でも生産上、雇用上重要な一部門をなしてあります。しかもこれらの中小企業は、数年来の継続的な不況に立ち至つていて、自立不能の状態に立ち至つていて、ものが少くありません。従つて中小企業の根本対策としても、また繊維産業における過剰設備問題の解決が必要となつて参りました。

この過剰設備問題は、繊維産業の今後の運命を決する重大案件であります。従つて、合成繊維などの育成対策との調整をはかる必要もありますので、政府は、昨年八月閣議決定をもつて繊維産業総合対策審議会を設置し、このための総合対策を諮問したのであります。同審議会は、学識経験者、業界人、労働者代表等數十名よりなる委員をもつて構成されまして、その後、右の諮問に対し、慎重に審議を進めて参りました結果、さきごろ政府に対し、繊維工業設備の調整などに関する法律の制定を必要とするとの答申を提出したのであります。よつて政府は、この答申の趣旨に従い、さらに検討を重ねました結果、ここに成案を得ましたので、これを法案として上程することにいたしましたのでございます。

本法案は、繊維製品の生産及び輸出の正常な発展に寄与するため、繊維工業設備に關する規制を行い、繊維工業の合理化をはかることとするものであります。全文四十九条よりなつておりますが、その骨子は次の通りであります。

まず第一に、本案には繊維工業設備の登録制を実施することを規定してあります。すなわちこの登録によりまして、現有設備の実情を正確に明らかにし、各業種における設備の過不足に応じて、設備の今後の転換及び新增設を調整するのに必要な資料を得たいと存するものであります。ただし、本法によつて登録を実施する業種は、さしあたり各種紡績業及び染色加工業であります。繊維物につきますのは、現在中小企業安定法の命令に従つて行なつてゐる設備登録によつて方針でありまして、本法の適用から除いてあります。登録の対象となります設備は、紡績業における精紡機及び染色加工業における織物幅出機でありまして、法律に定められた繊維製品の製造または加工を行おうとする者は、その使用する精紡機または織物幅出機について業種ごとに登録を受けなければなりません。第二に、本法施行後におきましても、昭和三十五年度の繊維製品の需給を参酌しまして、設備が不足である業種があるときは、その不足の範囲内で、今後新增設される設備の新規登録を行なつて参ります。その際には、原則として設置計画の段階で申請を受け付けまして、定められた数の範囲内で調整して仮登録を行い、設備の完成を待つて登録を行います。

第三に、過剰設備の処理ですが、本法による登録制を適用する業種及び中小企業安定法の命令に従つて登録を行

る業種のうち、昭和三十五年度の繊維製品  
の需給を参酌して過剰設備を処理する  
必要があると認められるものにつき  
ましては、処理すべき設備の数を定め、  
その業種に属する事業者に対し、廃棄、  
格納、転換、その他の方法によって過  
剰設備を処理するための共同行為を奨  
励すべき旨、通商産業大臣は指示する  
ことができます。この指示に基づいて事  
業者が行う共同行為については独禁法  
の適用を除外することになっていす。

第四に、本法の適用に当たっては、織  
維関係の事業者のほか、関連事業者、  
繊維関係労働者、一般消費者などに影  
響するところが少なくありませんので、  
本法中の重要事項を審議するため、学  
識経験者、消費者代表、業界人、労働  
者代表など繊維工業に学識経験のある  
者よりなる審議会を設けて、この審議  
会の活用によって本法実施の適正をは  
かりたいと思ひます。

以上が本法案の骨子であります。が、  
なお本法による過剰設備の処理に關す  
る共同行為をいたします際に、設備の  
売却を希望する事業者のために、調整  
組合連合会その他適当な民間機関にお  
いて、その買い上げを行う必要がある  
と思われます。その場合、買い上げに  
要する資金は、原則として残存設備か  
らの分損金でまかなうものとしていた  
しておりますが、しかし繊維工業のごとく、  
中小企業者が大部分である業種につ  
きましては、業界だけでこれを負担する  
ことは困難かと考えられます。よって  
政府として、その設備処理に必要な経  
費の一部を補助するため、昭和三十一年  
度の予算案に一億二千万円の補助金  
を計上してございます。この補助金の  
運用によって、繊維業に対する本法の適

用の際には、十分な効果を上げ得る  
ことを期待しておる次第であります。  
最後に、本法の実施に伴って繊維産  
業の設備の近代化がおくれ、あるいは、  
ひいては繊維機械工業に対して好まし  
からざる打撃を与えないため、繊維工業  
設備の入れかえ等を極力促進する考え  
であります。また、過剰設備の処理に  
伴って労働者の急激な失職を招くこ  
とは、極力避けなければならぬので、  
設備の処理の程度、方法等につきま  
しては十分慎重を期し、適正な実施をは  
かって参りたい所存でございます。

何とぞ御審議の上、御賛成下さらん  
ことをお願いいたします次第であります。

○神田委員長 この際、首藤新八委員  
より議事進行について発言を求められ  
ておりますので、これを許します。首  
藤新八君。

○首藤委員 私は本委員会が、た  
だいま建設委員会と連合審査会を開き、  
長期間にわたり検討がなされたのであ  
ります。この際本案が当委員会の所  
管とも関連いたし、各委員諸君におか  
れましても、重大な関心を持っておら  
れるものと考えますので、本委員会の  
立場から、建設委員会に何らかの意思  
表示をするよう取り計らわれたいと思  
うのであります。すなわち、建設委  
員会におきまして、本案を議決される  
際に、「政府は、東北興業株式会社の事  
業遂行並びに運営に關し、国土総合開

発の一環である東北地方の開発に、最  
も適当と認められる計画及び方法を  
もって、これを推進するよう指導監督  
すべきである。」これを明確にされるよ  
う善処方を強く要望いたしたいと存じ  
ます。つきましては、当委員会の決議  
をもって、この旨建設委員会に申し入  
れを行うよう、取り計らわれんことを  
動議として提出いたしたいと存するの  
であります。

○神田委員長 ただいまの首藤委員の  
御提案に關して質疑の通告がありま  
す。これを許します。多賀谷眞裕君。

○多賀谷委員 動議の提案者に質問い  
たしたいと思ひますが、この要望申し  
入れの中に「最も適当と認められる計  
画及び方法をもつて」という字句  
がござりますが、これはあくまでも  
セメント事業計画を前提として、その  
セメント事業計画の範囲内において、  
あるいは具体的な計画及び方法、たと  
えばシャント・キルンの方法を改める  
とか、そういった範囲のものであるか  
どうか、さらにセメント事業計画その  
もの変更を含めての意味であるかと  
うか、お尋ねいたしたい。

○首藤委員 御質問は全くごもっとも  
であります。私どもは、ただいまこ  
こでセメントでなければいかぬとも考  
えていないし、またその他の方でも東  
北の地理的な事情あるいはその産業の  
将来という点に深く思いをいたして、  
慎重な検討をいたして、そうし  
てその結果決定した事業を遂行するとい  
うことが好ましいという考え方で、  
この附帯決議案を作ったのでありま  
す。従つてこの文書から見ますと、き  
わめて漠然たるようなお感じを持つた  
もしれませんが、ただいま申し上げた

ような趣旨であります。しかも所管は  
建設委員会並びに建設省でありますか  
ら、この程度のことを申し入れておき  
ますならば、多分われわれの期待に沿  
うよう善処するであろう、かような考  
え方を持つておるのであります。

○多賀谷委員 再度御質問いたします  
が、今首藤委員からのお話によります  
と、われわれはセメントでなければい  
かぬとも考えていないしという発言が  
ございまして、これはきわめて重大な  
発言でございます。と申しますのは立  
法提案の趣旨というものは、セメント  
事業の計画書が出されて、その上にお  
いて審議がされたわけであります。そ  
こで今からセメント事業そのものの更  
改を認めるということは、立法の趣旨  
と全く相反するものであり、国会の審  
議権をみづから放棄するものである、  
かように考えるわけであります。こ  
の点をいかがお考えになるのでありま  
しょうか、御質問いたしたいと存じ  
ます。

○首藤委員 ただいま申し上げました  
通り、セメントが好ましくないという  
断定はいたしてないのではありません。  
ただ常識的に考えて、あるいは不適当  
ではないかという考え方を述べており  
ますけれども、その点は所管の建設省  
並びに委員会と十分検討してもらつた  
ならば、何らかの結論が出るだろう  
から、セメント工業をやらないとい  
ふよりも、さらに慎重な検討が行われ  
るであろう、また行われてしかるべきだ  
という考え方から、要するに念を入れ  
た上に念を入れてもらいたいという考  
え方でこの附帯決議を出したわけであ  
ります。

○加藤(清)委員 関連して、東北地方  
の開発については、私どもも人後に落  
ちるものではございません。非常に熱  
心に相なっております。ところがす  
でにこの附帯決議にうたわれておりま  
すように「開発に最も適当と認められ  
る計画及び方法をもつて、これを推進  
するよう」とこれは結局はどういうこと  
かといへば、現在提案されている具  
体的計画案なるものが適当でないとい  
うことである。すでにこのことは、過  
ぐる合同審査会において再三審議され  
た結果、明らか事実である。あの計画  
たるやさんきまりないものである。  
いはこれを援助するとかというやうな  
ことを早急にきめなければならぬとい  
う理由が私どもにはわからないわけ  
でございます。従つてもし附帯決議を  
つけるとするならば、最も適当なとい  
うような抽象論でなくて、最も適当な  
具体案ができるまで慎重審議されるよ  
うにということが、最も適当ではない  
かと私は思ふわけでございます。そこ  
で承わりたいのは、なぜこれほどさ  
んな法律に国家の貴重な金を投入する  
ことを急がなければならぬかの理由  
を承わりたいのでございます。

○首藤委員 なぜこの具体案が完了し  
ない前に急がなくてはならないのかと  
いう御質問であります。これは主管  
が建設委員会でありまから、商工  
委員会としてはかれこれ申し上げる筋  
ではないと思ひます。従ひまして、商  
工委員会といたしましては、先ほど来  
申し上げております通りに、慎重の上  
にも慎重を期して、そして國費を乱費  
しないように、最も適当な工業がほん  
とくに東北地方のために発展するよう  
にと、こういう希望を申し上げること

は当然であり、これ以上出ますことはいささか行き過ぎになるという考えから、多少抽象的ではありますけれども、この程度で御了承願いたい、かように存するのであります。

○多賀谷委員 再度御質問いたしたいのですが、私はこの法案を賛成をして通過させたいことになりまして、やはり不満ではありましたが今の事業計画というものは、計画の内容はいろいろありましよう。具体的な内容はずさんであるということは指摘された通りであります。根本的にセメント事業をやるという前提に立って法案を審議し通過させなければならぬ。ですから、セメント事業という根本的な計画を変更をせよ。そしてその変更をすることを白紙委任によって政府に認めるというものは、どうも承服できない。いやしくも政府がこの事業をやりたいといつて、そうしてこの元利その他償還について債券を発行しこれを政府保証する、こういう提案をする以上は、計画をはつきりして、少くともずさんであつてもその計画の範囲内においてやつてもらわなければ困る。その計画を変更してもよろしいというよ

うな意味の含まれておる白紙委任をわれわれはするわけにはいかないのです。これは立法院として、われわれはみずからの審議権を放棄するわけには、どうしてもいけません。そこで私は、やはり通過をさすということになれば、一応よくても悪くてもセメント事業をやる。そうしてそのセメント事業の計画が思うようにいかないということが予想されるならば、新しい事業をやるうとするならば、やはりあらかじめ国会の審議を必要とする、かように考えるわけでありまして。そこでセメント事業の変更をされるという場合には、国会のあらかじめの審議並びに承認が必要である、こういうふうに考えるが、一体白紙委任をされるのかどうか、これを白紙委任を願うのか。

○首藤委員 この決議案は、セメント事業の変更を断定するものではありません。ただ先般の審議の過程におきまして、セメント工業に対するものもろの意見が提案されましたから、これらの意見を尊重いたし、さらにその他の面においても十二分に慎重を期してもらいたい、そうして最後の決定をしてもらいたいという要望でありまして、決してセメント事業そのものを変更するとは考えていないのであります。

○多賀谷委員 ですから否定はされておられませんけれども、セメント事業計画の変更を含め、こういうところから私には重大な附帯決議の意義があるたの方にありになるように考える。それはわれわれはどうもふに落ちないわけですから、政府が出した以上、その計画がうまくいきそうにない、こういう予想をされた場合は、おそろくその計画はされぬでしょう。そういう場合には次の計画をされるというように、計画の変更がある場合には、当然国会にあらかじめの審議があつてしかるべきである、こういうふうに考えるわけですから、ですから私は政府が一応この法律案によって実行されようとするけれども、セメントではうまくいかない、こういう場合にはあらかじめ国会の承認を必要とする、こういう意味を含んでおるかどうか、かような点についてお聞かせ願いたい。

○首藤委員 お説のように今日までの審議過程におきましては、セメント工業が計画されていると思ひます。従つても慎重検討の結果、セメント工業があくまでも不適当である、しかも他に好適な事業があるというような段階になりまして、そうして事業を変更するということになりますれば、当然国会の御審議を願うという順序になると私は考えております。

○永井委員 本件が建設委員会にかかつて、商工委員会がこれに合議を申し入れたということは、本来は東北興業そのものは建設委員会にあるが、今回提案された内容は産業経済に重要な関係があつて、性質からいって、当然これは商工委員会に附帯すべきである、こういう立場からこれは合議を申し入れて、三回連続合同審査をやつたわけでありまして。従つて現在わが委員会として、この提案された議案に対して意見を述べたのは、議題になつたセメント産業がいかか悪いか。もし不十分であるとするならば、その点についてどういう点が注意しなければいけない、こういうところはこういうふうになさなければいけない。そうしてまた附帯決議で、かりに事業そのものの内容について不十分であるというならば、十分であるように審査して修正するなり、あるいは修正の余地がないならば、これを返して、もう一度十分に企画を立てて出直せ。こういうのが現在わが委員会にかけられている任務の範囲であつて、その範囲をこえていろいろな意見を述べるといふことはできないと思ひのであります。委員長はどのようにならざるを得ないわけですが、重ねてそのようなお考えであるか。このごろは訂正したり陳謝するのがはやっておりますから、今のところならまだおそれありません。すみやかに反省し

て、訂正するところは訂正してもらいたい。

○神田委員長 永井君のたゞいまの御質疑にお答え申し上げます。委員長といたしましては、議題外にわたるものにつきましては、あるいはまた議題外につきましては、もとより御注意申し上げ、また阻止もいたさなければならぬが、たゞいまの首藤君の動議は議題と考へておりますので、これはどうしてもし取り上げなければならぬ。そこでこれを取り上げて意見をまとめた結果を建設委員会に申し入れる。本件に関する限りは審議権は建設委員会でございます。当委員会としていたし

ての意見は、合同審議として取りまとめて申し送る、こういう段階でございます。永井委員から委員長に対して大へん友情をお示しになられて、この点についてはまことに感謝いたしますが、委員長といたしましてやつては職務については、御指摘なさつたような御心配は皆無だ、こう考へておりますので、御安心願ひたいと思ひます。

○永井委員 重ねて言つておきます。この附帯決議は、提案されたセメント産業は、計画も非常に不十分である、そのやり方も十分でない、こういう内容なんです。そうすると、不十分であるままに答申をするということは、これは職務怠慢ではないでしょうか。もし何月何日までにこれを上げなければならぬという時間的な制約があるならば、その中において内容が吟味されれば、できないということに答申すればいい。内容を吟味しないで、不十分であるままに答申するということ

は、その検討の議題外にわたつて当委員会がいろいろの意見を述べるといふことは、これは越権ではないか、議題の範囲をこえていゝものではないかと思ひますが、委員長はこの取り計らいをどういうふうに考へておりますか、御説明願ひたい。

○神田委員長 委員長よりお答え申し上げます。たゞいまの永井君のお尋ねにつきましては、委員長といたしましては、委員会御審議になつた議案でございまして、委員長はこれを、たとえば動議であれば動議を採決する。それが委員長の任務であつて、この内容についてはとかくの意見を申し述べることは委員長の任務でないように存じます。

○永井委員 とんでもない。メイ答はメイ答でも、迷う方の迷答弁だ。それならばどういふ議案を出しても委員長は機械的にその議案を通してしましようか。委員長はロボットじゃないのだから、この提案された議案が本委員会として正当に取り上げられるものかどうかという質的吟味の上に立つて、これは議事進行なのか、ほかの動議なのか、あるいは新しい提案なのか、それぞれ議事の規定に従つてこれを処理していくという、これが委員長の任務である。その重要な、提案された内容が何であるか、これは取り扱うべき範囲であるかどうかという、こういう質的吟味をするのが委員長の仕事ではないのだという迷答弁に至つては、ただあぜんとするを得ないわけですが、重ねてそのようなお考えであるか。このごろは訂正したり陳謝するのがはやっておりますから、今のところならまだおそれありません。すみやかに反省し

て、訂正するところは訂正してもらいたい。

○神田委員長 永井君のたゞいまの御質疑にお答え申し上げます。委員長といたしましては、議題外にわたるものにつきましては、あるいはまた議題外につきましては、もとより御注意申し上げ、また阻止もいたさなければならぬが、たゞいまの首藤君の動議は議題と考へておりますので、これはどうしてもし取り上げなければならぬ。そこでこれを取り上げて意見をまとめた結果を建設委員会に申し入れる。本件に関する限りは審議権は建設委員会でございます。当委員会としていたし

ての意見は、合同審議として取りまとめて申し送る、こういう段階でございます。永井委員から委員長に対して大へん友情をお示しになられて、この点についてはまことに感謝いたしますが、委員長といたしましてやつては職務については、御指摘なさつたような御心配は皆無だ、こう考へておりますので、御安心願ひたいと思ひます。

○永井委員 重ねて言つておきます。この附帯決議は、提案されたセメント産業は、計画も非常に不十分である、そのやり方も十分でない、こういう内容なんです。そうすると、不十分であるままに答申をするということは、これは職務怠慢ではないでしょうか。もし何月何日までにこれを上げなければならぬという時間的な制約があるならば、その中において内容が吟味されれば、できないということに答申すればいい。内容を吟味しないで、不十分であるままに答申するということ

は、その検討の議題外にわたつて当委員会がいろいろの意見を述べるといふことは、これは越権ではないか、議題の範囲をこえていゝものではないかと思ひますが、委員長はこの取り計らいをどういうふうに考へておりますか、御説明願ひたい。

○神田委員長 委員長よりお答え申し上げます。たゞいまの永井君のお尋ねにつきましては、委員長といたしましては、委員会御審議になつた議案でございまして、委員長はこれを、たとえば動議であれば動議を採決する。それが委員長の任務であつて、この内容についてはとかくの意見を申し述べることは委員長の任務でないように存じます。

○永井委員 とんでもない。メイ答はメイ答でも、迷う方の迷答弁だ。それならばどういふ議案を出しても委員長は機械的にその議案を通してしましようか。委員長はロボットじゃないのだから、この提案された議案が本委員会として正当に取り上げられるものかどうかという質的吟味の上に立つて、これは議事進行なのか、ほかの動議なのか、あるいは新しい提案なのか、それぞれ議事の規定に従つてこれを処理していくという、これが委員長の任務である。その重要な、提案された内容が何であるか、これは取り扱うべき範囲であるかどうかという、こういう質的吟味をするのが委員長の仕事ではないのだという迷答弁に至つては、ただあぜんとするを得ないわけですが、重ねてそのようなお考えであるか。このごろは訂正したり陳謝するのがはやっておりますから、今のところならまだおそれありません。すみやかに反省し

て、訂正するところは訂正してもらいたい。

○神田委員長 永井君のたゞいまの御質疑にお答え申し上げます。委員長といたしましては、議題外にわたるものにつきましては、あるいはまた議題外につきましては、もとより御注意申し上げ、また阻止もいたさなければならぬが、たゞいまの首藤君の動議は議題と考へておりますので、これはどうしてもし取り上げなければならぬ。そこでこれを取り上げて意見をまとめた結果を建設委員会に申し入れる。本件に関する限りは審議権は建設委員会でございます。当委員会としていたし

ての意見は、合同審議として取りまとめて申し送る、こういう段階でございます。永井委員から委員長に対して大へん友情をお示しになられて、この点についてはまことに感謝いたしますが、委員長といたしましてやつては職務については、御指摘なさつたような御心配は皆無だ、こう考へておりますので、御安心願ひたいと思ひます。

○永井委員 重ねて言つておきます。この附帯決議は、提案されたセメント産業は、計画も非常に不十分である、そのやり方も十分でない、こういう内容なんです。そうすると、不十分であるままに答申をするということは、これは職務怠慢ではないでしょうか。もし何月何日までにこれを上げなければならぬという時間的な制約があるならば、その中において内容が吟味されれば、できないということに答申すればいい。内容を吟味しないで、不十分であるままに答申するということ

は、その検討の議題外にわたつて当委員会がいろいろの意見を述べるといふことは、これは越権ではないか、議題の範囲をこえていゝものではないかと思ひますが、委員長はこの取り計らいをどういうふうに考へておりますか、御説明願ひたい。

○神田委員長 委員長よりお答え申し上げます。たゞいまの永井君のお尋ねにつきましては、委員長といたしましては、委員会御審議になつた議案でございまして、委員長はこれを、たとえば動議であれば動議を採決する。それが委員長の任務であつて、この内容についてはとかくの意見を申し述べることは委員長の任務でないように存じます。

○永井委員 とんでもない。メイ答はメイ答でも、迷う方の迷答弁だ。それならばどういふ議案を出しても委員長は機械的にその議案を通してしましようか。委員長はロボットじゃないのだから、この提案された議案が本委員会として正当に取り上げられるものかどうかという質的吟味の上に立つて、これは議事進行なのか、ほかの動議なのか、あるいは新しい提案なのか、それぞれ議事の規定に従つてこれを処理していくという、これが委員長の任務である。その重要な、提案された内容が何であるか、これは取り扱うべき範囲であるかどうかという、こういう質的吟味をするのが委員長の仕事ではないのだという迷答弁に至つては、ただあぜんとするを得ないわけですが、重ねてそのようなお考えであるか。このごろは訂正したり陳謝するのがはやっておりますから、今のところならまだおそれありません。すみやかに反省し

て、訂正するところは訂正してもらいたい。

○神田委員長 永井君のたゞいまの御質疑にお答え申し上げます。委員長といたしましては、議題外にわたるものにつきましては、あるいはまた議題外につきましては、もとより御注意申し上げ、また阻止もいたさなければならぬが、たゞいまの首藤君の動議は議題と考へておりますので、これはどうしてもし取り上げなければならぬ。そこでこれを取り上げて意見をまとめた結果を建設委員会に申し入れる。本件に関する限りは審議権は建設委員会でございます。当委員会としていたし

ての意見は、合同審議として取りまとめて申し送る、こういう段階でございます。永井委員から委員長に対して大へん友情をお示しになられて、この点についてはまことに感謝いたしますが、委員長といたしましてやつては職務については、御指摘なさつたような御心配は皆無だ、こう考へておりますので、御安心願ひたいと思ひます。

○永井委員 重ねて言つておきます。この附帯決議は、提案されたセメント産業は、計画も非常に不十分である、そのやり方も十分でない、こういう内容なんです。そうすると、不十分であるままに答申をするということは、これは職務怠慢ではないでしょうか。もし何月何日までにこれを上げなければならぬという時間的な制約があるならば、その中において内容が吟味されれば、できないということに答申すればいい。内容を吟味しないで、不十分であるままに答申するということ

は、その検討の議題外にわたつて当委員会がいろいろの意見を述べるといふことは、これは越権ではないか、議題の範囲をこえていゝものではないかと思ひますが、委員長はこの取り計らいをどういうふうに考へておりますか、御説明願ひたい。

○神田委員長 委員長よりお答え申し上げます。たゞいまの永井君のお尋ねにつきましては、委員長といたしましては、委員会御審議になつた議案でございまして、委員長はこれを、たとえば動議であれば動議を採決する。それが委員長の任務であつて、この内容についてはとかくの意見を申し述べることは委員長の任務でないように存じます。

○永井委員 とんでもない。メイ答はメイ答でも、迷う方の迷答弁だ。それならばどういふ議案を出しても委員長は機械的にその議案を通してしましようか。委員長はロボットじゃないのだから、この提案された議案が本委員会として正当に取り上げられるものかどうかという質的吟味の上に立つて、これは議事進行なのか、ほかの動議なのか、あるいは新しい提案なのか、それぞれ議事の規定に従つてこれを処理していくという、これが委員長の任務である。その重要な、提案された内容が何であるか、これは取り扱うべき範囲であるかどうかという、こういう質的吟味をするのが委員長の仕事ではないのだという迷答弁に至つては、ただあぜんとするを得ないわけですが、重ねてそのようなお考えであるか。このごろは訂正したり陳謝するのがはやっておりますから、今のところならまだおそれありません。すみやかに反省し

て、訂正するところは訂正してもらいたい。

○神田委員長 永井君のたゞいまの御質疑にお答え申し上げます。委員長といたしましては、議題外にわたるものにつきましては、あるいはまた議題外につきましては、もとより御注意申し上げ、また阻止もいたさなければならぬが、たゞいまの首藤君の動議は議題と考へておりますので、これはどうしてもし取り上げなければならぬ。そこでこれを取り上げて意見をまとめた結果を建設委員会に申し入れる。本件に関する限りは審議権は建設委員会でございます。当委員会としていたし

提案者に対してお尋ねしますか。これは不十分であるというまゝに答申をしよう、こういうのですが、どうですか。

○首藤委員 先ほど来申し上げておられます通り、本案の所管は建設委員会です。従つて建設委員会でない本委員会が、これに決定的な結論を出してかれこれ申し上げることは、私は行き過ぎだと思ひます。従つてあくまでも主管の建設委員会に結末はつけていただく。ただこちらとしては希望意見を述べる、この程度が妥当である、こういう考え方から、抽象的ではありませんが、かような決議案を作つたわけではありません。

○永井委員 よけいなことはいいのですが、この委員会に付託された、セメントの企業が不十分であるというお考えであるのかどうか、これをお尋ねしたい。

○首藤委員　私個人としては、このマネジメント工業は必ずしも適当でないと固いと思いますけれども、これはあくまで私個人の意見であります。建設委員会としては、委員全般の意見を総合して最終

に、よけいなことを考えている、こ

れは行き過ぎになります。だからそういう行き過ぎではなくて、セメント工業がどうだ、不十分ならば、この委員会であれわれはもっと審議しなければならぬと思つておるのですが、審議が不十分なままに答申するということは委員会の怠慢ですから、これは許されないと 생각합니다。自民党ひとりの責任でなくして、当委員会の共同の責任になりますから、こういうことは許されません。十分に審議した結果結論が出てこなければいけない。その結論は、や

はリセメント企業に對してどうであるか、可否の考えを出すのが當委員會の責任であると思うのですが、不十分なままに、いかか悪いかの結論を出すところが行き過ぎであつて、案の内容を審議未了のまま、未確定のまま出すのがこれが正當な措置だ、こういうふうにお考えになるかどうか、重ねて伺いたい。

○首藤委員　審議の経過から見て、演

○永井委員　こういう禅問答のようなことをしても内容が検討されません。と思います。

が、当商工委員会との自民党の関係の人は、セメント企業には反対であるといひ、意向を持っている。それから建設委員の方は、セメント企業を提案し、予算がついていることであるから、何とか東北振興のためにこれを使つていきたい、こういう意向である。そこで両者の意見が対立しているので、自民党の村会議を開いた結果、こういうえかたいの知れないような附帯決議をつけ、向うに回して、そうしてわれわれの聞き及んでいるところでは、既設のセメ

ント会社がこの新設には非常な反対で、猛烈な働きかけをした、その要望をいれて、セメントはつぎす、そうしてこの予算はセメントの予算でこれら審議して、そうしてこの附帯決議によつていつの間にかカーバイドに切りかえよう、そういう話し合いと、それという取引があるのだということをわれわれは聞き及んでいる。まさか議会の舞台においてそのような取引、そのと

とになりますと、これはうわさがほんとうではないかという心配を持つわけでありす。でありますから、この際

願いたい。

○首藤委員 セメント業界の反対によつてこの委員会が動かされたのではないがというわさが飛んでいる、さうなことは全然ないことをこの機会にはつきり申し上げておきたい。しかも今計画されております東北興業のセメント事業は、月二万トンの生産であります。年二十四万トンであります。

現在日本のセメントの生産量は千五百萬トンの能力、需要量が千百万トンでありまして、二十四萬トン前後の生産がこの需給關係には何らの影響も及ぼすものではありません。これが二〇％にも上るならば多少の影響はあると云いまするが、二％以下であります。かような微量なものは、日本のセメント業界の需給關係に何らの影響を与えるものではありません。セメント工業が

れは委員会の性格として私は困難だと考えます。

○永井委員 セメント業界の運動に

よつて動がされたかといふことは、  
 については、これはわかりません。しか  
 しセメント業者が猛烈な運動をしたこ  
 とだけは事実です。それによつて自  
 覚が動いたか動かぬかということは、こ  
 れは私はわかりませんが、そういうこ  
 とは全然ないというお話でありまし  
 けれども、そういう運動のあったこと  
 は事実であります。それからまたカー  
 バイドに切りかえようという話がい  
 る出でいることも事実であります。  
 こういう二つの事実を照らし合せて、

こういふ不明確なものが出てくるといふことに対しては、われわれは心外なわけで、単なる附帯決議として看過できないわけであります。そこで建設省當局にお尋ねをいたすわけでありますが、建設省當局は通産関係委員から、ずさんである、広範な範囲において計画の立て直しをやれ、そして十分に古法等についても考慮せよという、このような答申を受けて、そういう上に立



て今後どういう予定でこれを進めていく考えであるか。これは建設委員会でも大体この附帯決議は予定しているようでありすが、この国会で附帯決議が通った場合、セメント企業を引込むつもりか、あるいはセメント企業の中で十分計画を充実するというお考えであるのかどうか、ここで伺っておきたいと思ひます。

○町田政府委員 附帯決議が正式に国会において御決議になりました。昨には、御決議の御趣旨に十分沿うようにいたしました。建設省としては東北興業の指導監督を特に厳重にして参りたい、こういうふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 私はこの附帯決議の問題で多く時間をとろうとは思つておりませんけれども、この附帯決議をつけること自体に非常な疑問を持つております。と申しますのは、連合審査の場合に、私質疑応答を伺つておりました感じには、東北興業がセメント事業をやるといふことについてのその性格が明らかになっていないのです。と申しますのは、つまり東北を開発するために国家が援助、協力の立場からこの事業をやるといふか、いわゆる損得なしに国家の援助、力によってやらすのか、あるいはこのセメント事業で利益を上げる、いわゆる独立採算の営利事業であるかどうか、この二つの点が明らかになっていないのです。それからいま一つは、資金の問題について、開発銀行はこれに非常な調査を要するといふことを言つて、資金を与えるに相当の間を要すると言つておるのであります。そうすると社債か、いわゆる政府の援助の裏書きか、そういう点についても明らかになっていないのです。それ

から先ほどから多賀谷君、永井君から言つておりますように、とかくわれわれの耳に入ってくるのは、セメント事業をやるといふことでこの計画をして、資金を得るならば、あるいはその他のものをやろうと建設省は考えておるといふことが盛んに伝わつておる。そういう疑問もあるのです。だからそういう点を私はわれわれの關係でもないこの委員会でもこれを論議しようとは思つておりませんが、もし附帯決議を本委員会からつけるとするならば、その重大なる数々の問題について、それをまとめて附帯決議をつけるということなら、附帯決議の意義があると思ひます。ところが、そういう数々の重大な疑問を持つておる問題についてかくあるべしという附帯決議ではなくて、この附帯決議は、これは全くわか

りません。何のことを言つておるのか。セメント、カーバイドあるいはその他に切りかえてもいふような意味のこともある。私が先ほど多賀谷君の質問に對して首藤君が答えられた点で非常に重要であると思ふ一点は、もしセメントといつて他に切りかえるような場合には、国会において、われわれのもとにおいてこれを十分審査をする、そして国会の議決を経なければならぬといふような意味のことを言われた。これは私は非常に正論であると思つておられます。だからもし附帯決議をつけられるとするなら、先ほどから申した重大な点でございまして、首藤君が多賀谷君に答弁された、そういう内容等を含んだ附帯決議をつけられるなら、附帯決議の意義があると思ふ。だから少くともこの問題は、商工委員会と建設委員会とが連合審査をしたのでありま

すから、附帯決議をつけるに當つても、やはり全会一致の形で附帯決議がつけられるような順序を踏まれることが正しいと思ふのであります。ただ自民党の方から一方的にこれを出して賛成しろと言つても、われわれは賛成できません。附帯決議をつけられるなら、連合審査も満場一致でやつたのでありますから、從つて附帯決議の内容についても事前に自民党と私ども社会党の代表者の間において附帯決議の案文を作つて、そして附帯決議をおつけになるなら意味がわかります。私は附帯決議をつけるなら、そういう意味においてつけられるように、委員長が手配をされることを要求いたします。

○神田委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○神田委員長 それでは速記を始めて下さい。

○小笠委員 ただいま首藤委員から動議として提出いたされました附帯決議案に對して、追加の動議を提出いたしたいと思ふのであります。

まず首藤委員提出の附帯決議案を要望事項といたしまして、「政府は、東北興業株式会社事業遂行並びに運営に關し、国土総合開発の一環である東北地方の開発に、最も適当と認められる計画及び方法をもつて、これを推進するよう指導監督すべきである。」この項の次に、「今回提案の事業計画の変更を必要とする場合は、あらためて国会の承認を受けるべきである。」を追加せられたい。

本追加動議は、説明するまでもなく、本政府の提案はセメント事業計画をもつて提案されたのであります。その内容を見ますとき、なお慎重検討す

る要ありと考えるのであります。われわれは、その点においてなお衆知を集めて、この事業の完成を期待はいたすのであります。もし万が一われわれが合理主義の上に立つて、この事業がうまくいかないという見通しがついて、他の事業に転換するような場合には、今回の国会にこの法案を持つて参りまして、あらためて国会に十分お諮りを願ひたい、こういうような趣旨であります。

以上追加の動議の説明を終ることにいたします。

○永井委員 ただいま附帯要望書の内容に對して説明がございましたが、これに賛成するに當つてわが党の立場をはつきりしておかなくてははいけないと思ふのであります。わが党は、東北振興という後進地域の開発については、それがセメント企業ならセメント企業そのものの採算とか企業の成立要件とかいふことだけを考へないで、全体の総合的な立場からこの必要性といふものを考へていかなければならない、その意味においてセメント企業は賛成である、こう思ふのであります。だから、そういう見地に立つて内容の検討なり実施の方法なりについて検討すべきものである。もしそれが非常にいいな

いといふことであるならば、やみからやみで取引するといふことでなくて、あらためて審議すべきものである、こういう趣旨でわれわれはこの提案をされたセメント企業を賛成すべきであると思つております。それから、これを明らかにしていただいまの要望に賛成を表明しておきたいと思ひます。

○神田委員長 お諮りいたします。東

北興業株式会社法の一部を改正する法律案について、本委員会の意見として首藤君の提案せられた事項の次に、さらに小笠君の提案せられた第二項を加えて、これを建設委員会に申し入れるに御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

○石橋國務大臣 ただいま御決定にな

りました要望事項につきましては、御

趣意に沿ひまして政府は十分今後の善

処をいたすつもりでありますから、そ

のことは申し上げておきます。

○神田委員長 暫時休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後二時三十二分開議

○神田委員長 休憩前に引き続き會議

を開きます。

この際お諮りいたします。総合燃料対策及び地下資源開発に關する小委員長より石油資源開発株式会社及び石炭鉱業製備事業団の事業運営状況等の調査のため、次回の小委員会において当該会社及び事業団の役員からそれぞれ説明を聴取したいので、参考人の出頭を求められたい旨の申し出がおります。小委員長の申し出の通り参考人の出頭を求むることとし、参考人の選定につきましても委員長の御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

前会に引き続き通商産業大臣、経済企画庁長官及び公正取引委員会委員長の主管事項の説明に關する質疑を継続いたします。質疑の通告があります。



順次これを許します。中崎敏君。

○中崎委員 私は通商産業行政全般に  
関する質疑を行いたいのであります  
が、すでに予算案も衆議院を通過し  
たことであるとして、だいぶ時日も  
たっておりまして、何だかもうすでに  
多少ずれたような感じもあるのでは  
ないかと、勢いこの経済五カ年計画と  
かあるいは通商行政の基本に關するよ  
うな問題を一応抜きにいたしまして、  
大体具体的な問題を中心にして二、三  
の質疑を試みたいと思ひます。

まず通商に關する問題についてお聞  
きしたいのであります。通産大臣は  
この委員会において通商行政の方針  
の演説の中に、まず今後における  
貿易自由化と國際競争の激化の趨勢  
に對処し、商社機能の強化をはかる必  
要があるが、これがため輸出承認品目  
の整理、自動輸入承認品目の拡大云々  
と云つておるのであります。この輸  
出承認品目の整理、自動輸入承認品目  
の拡大の点については大体どういふ  
うな方向にやろうとするのか、具体的  
な一つのアウトラインと申しますか、  
そういう大体の方向を示してもらいた  
いと思ひます。

○石橋國務大臣 事務的にはただいま  
検討中でございますので、一々の品目  
について討議をしておる状態ではござ  
いますから大体申し上げますと、方針と  
しては貿易自由化の大勢に順応し  
て、A A制の思ひ切った拡大をやりたい  
といふことを方針として検討してお  
るのであります。しかし先般も何か  
の機会に申し上げましたように、實際  
にその個々のものに當つてみますとい  
ふ際の支障はありまして、戦時  
以来いわば保護統制のもとに育つてき

たというのが日本の産業の現状であり  
ます。農業においても同様であります。  
でありますから、たとえば農産物との  
競争の問題あるいは国内においても機  
械その他におきまして、中小企業が生  
産品との競争の問題というものが出て  
くる。従つて思ひ切つて自動承認制に  
して、自由に外國の品物を入れるとい  
うことにも、實際の國內の産業政策上急  
激にはやりにくい点が非常に多いので  
あります。それをどうして打開するか  
といふことについて今検討しております  
。なるべく大した故障でない限りは  
思ひ切つて踏み切つてみたい、こうい  
うのが大体の考えで、その方向へ進め  
ておられますけれども、實際にどれほどの  
成果が得られますか、これは今ちよつ  
と申し上げかねるくらい状況でござ  
います。

○中崎委員 考え方としてA A制の思  
ひ切った拡大といふことは一応あり得  
るかと思ひますけれども、實際におい  
ては今通産大臣が言われるよ  
うに國內の産業そのほかあらゆる面  
において大きな摩擦といひますか、支障  
があるといふこともまた事実でありま  
して、従つて私たちがA A制をいかな  
る程度において、いかなる範圍におい  
て拡大されるかといふことについて重  
大な關心を持つておるようなわけであ  
ります。元來A A制を拡大するといふ  
ことは、必要な價格において必要な物  
資が必要となるから輸入できるとい  
うことには一応なると思ひます。であ  
りますが、現在のごとく世界の貿易その  
ものが依然として一種の國家管理みたよ  
うな形において強く行われておる状態  
において、やたらにA A制を振りかざ  
して、そうしてこれを大幅に緩和する

といふふうな考え方は適當ではないで  
はないかといふふうに考へておるので  
あります。たとえば朝鮮事件勃発直後  
において、政府の指導方針も誤りまし  
た。民間の側においても過去の夢を追  
うて、そして一挙に恩恵的な取引を大  
幅にやつたところに商社の大打撃があ  
り、さらに日本の經濟にも大きな打撃  
を來したものであります。こうした  
ようにこのA A制をまた拡大するとい  
うことは、やがてはまたその二の舞を  
演ずるようなことも考へられる。そう  
してたとえアメリカなどに対する輸  
出にいたしましても、日本の品物が少  
し輸出が盛んになりかけると、いきな  
りアメリカの方ではこれに制限をかけ  
てくるといふふうな状態において、政  
府も全くこずつておるという実情が  
あると思ひます。アメリカ  
さへもそういふふうな実情である。こ  
とに日本が輸入の金額、数量等におい  
ても莫大な量に達する、しかも輸出が  
やや伸びかけると頭からそれを押えて  
かかるといふふうな、こういう政策を  
とつておるときにおいて、いわんや他  
の國においてははるかにそれ以上のもの  
がある。今回イギリスともさらに通  
商協定の更改の話を進めておられると  
思ひます。その点について  
ますA A制の拡大、それから具体的に  
イギリスとの通商協定を進める上にお  
いて、どういふ関連性があるのかを  
あわせて御説明願ひたいと思ひます。

○石橋國務大臣 中崎君の指摘され  
た通り、今は世界の貿易が、全体として  
大体双務協定のようになつており  
ますから、英國との關係も、特に英國  
へ日本品を大いに輸出しようとするの  
には、やはり向うのものもそのかわり

に買つてやらなければならぬというよ  
うなことでありますので、たとえば英  
國と、そういうふうな一つ一つの國を  
とりますと、A A制でグローバルに、  
どこからでも安いところから輸入する  
といふことも困難な事情があります。  
従つて日英貿易の關係から申しまし  
ても、大胆なA A制はとりにくいとい  
うことが起る、こう思ひます。

○中崎委員 そこで一応考え方とい  
ひましては、いかなる場合においてA  
A制といふものを採用するのが妥當で  
あるかを概略申し上げます。まず原  
料の輸入、しかも國內において十分  
生産されないで不足しておるところの  
原料品の輸入は、一応A A制として考  
えていくのに適當なものであるでは  
ないかといふふうに考へておるので  
あります。さらにまた今度は製品の入  
入については、原則として國內のもの  
を使うべきであつて、製品の輸入は原則  
として行ふべきではない。ことにぜい  
たく品などの、そうして不急不要の物  
資などの輸入といふものは、A A制で  
やるべきではないといふふうに考へ  
るのであります。この点いかがで  
しょう。

○石橋國務大臣 考え方によつて  
は、中崎君の御指摘のような考え方  
も成り立つんですが、そうばかりもい  
かぬと思ひます。原料にしましても、  
たとえばさきのお話の國の關係で、  
綿花をどこから入れるか、A A制にす  
れば、一番安い綿花がメキシコから  
入つてくる、ブラジルやなんかは買  
えないうふうなことが起る。それから  
また現に國內でもって、繊維品にあ  
る程度の制限をしなければならぬとい

ような場合に、原料を自由に入れたら、  
國內の生産界にも影響が起るというよ  
うなことがありますので、原料だから  
一がいA A制がよろしいといふこと  
も言えませんが、また製品の場合も同  
様だと思ひます。ものによつて  
は、製品でもA A制によつて入れて  
もいいものがあるのじゃないか。大  
ぜいたく品だからといって、むやみに  
これを押えますと、例のパナナとか、  
時計といふようなものと同じように、  
いろいろな悪影響を生じますから、場  
合によつたらそういうものでもA A制  
で入れていいものがあるんじゃないか  
と思ひます。それは今非常に複雑であ  
ります。そういうわけでありますから、  
一つ一つの品目について検討して、で  
きるだけ自由化の方向へ持つていくと  
いう、まことになまぬるい行き方に  
なつてはなはだ残念でありますけれど  
も、そういう方向で今検討しておる、  
こういふわけであります。

○中崎委員 私申しますのは、原料な  
らば何もかも一切無制限に、手放しに  
輸入しろといふわけじゃない。概して、  
たとえば原料、加工品、製品、半製品  
といふふうなものを一応考へる場合に  
おいて、ことに國內において十分に問  
に合はないような原料品であるなら  
ば、一応このA A制の對象としては格  
好なものであるではないかといふこと  
を言つたのであります。いろいろ  
な制約があるから、そのほかのもの  
も全部A A制とするといふのであり  
ませんが、一応原料品といふものは、  
A A制の一つのワケ内に入れる對象と  
なる格好のものではないかといふこと  
を言つてゐるのであります。  
それから今度は、同じ原料物資の中

においても、たとえ砂糖のごときは、これはほとんど外国から輸入を仰いでいるものでございしますが、これにつきましても、この前の国会において、特定物資の輸入臨時措置法案の内容に盛り込まれたものが提案されておいたのであります。今国会におきましては、特定物資輸入臨時措置法案として提案されておりますものの中に、バナナ、パイナップル、諸その他の品物としてあるのであります。どうしたことかこの砂糖の輸入に関するものは、この法案から取り除かれていくようでありまして、これは一体どこにその理由、原因があるのかを明らかにしてもらいたいと思う。

○石橋國務大臣 この前にも砂糖は別にしておりまして、バナナ等は特殊物資として、これは委員会の関係から申しますと、通産省の所管事項として商工委員会の御審議をわずらわしたのであります。砂糖の方は、砂糖価格安定ということも含めまして、農林委員会へかかっていくというようなわけでありまして、この前も取扱いが別でありました。今回は、バナナ等については前会と同様に御審議をわずらわすことにいたしました。今回は、砂糖については、御承知のように関税及び消費税を課することによって、その差益を吸収して価格の調節をし、輸入の数量の調節をする、こういう方針でありますので、特別に砂糖に関する法案は提出されないうことになったわけでありまして。

○中崎委員 砂糖とそれからバナナ、パイナップル等は、この前の国会においては、なるほど別々の法案として出されておりました。しかしその趣旨は、ここにこの国会に出された特定物資輸入臨時措置法案の提案理由の中には、途

中からありますが、「国内における需給の不均衡が生じ、これら物資を輸入すれば通常の利益以上の利益が生じてくるのはやむを得ないと考えられるのであります。しかしながらこのような異常な利益は、外貨資金の割当によって反動的に生ずるものでありまして、この全部を関係業者に帰属させることは適当でないと考えられますので、政府としてはこの利益の一部を国庫に納付させて、これが有効な活用をはかることとし、本法案を提案いたした次第であります。」とあるのです。この趣旨からいいますと、砂糖といえどもこれに全然漏れない。全くこれと同一趣旨であるべきであるが、これが別の法案としてでも、同じような考え方の上に立てて、この国会に提案される考え方があるかどうかをお聞きしたいのであります。

○石橋國務大臣 今お読み上げになりました趣旨のことを申し上げたつもりであります。砂糖につきましても、これはバナナやパイナップルのカン詰と違ひまして、考えようですけれども、これは国民の生活必需品とも見られるわけですから、従って、価格はあるべく安いことが望ましいのであります。ただ問題は、以前には砂糖も外貨の關係から相当しつぱったと思ひますが、最近では必ずしも外貨の關係から砂糖の輸入をしつぱるといふ必要もありません。むしろ、国内の例のサツマイモ、穀物、あめ、あるいはまたテンサイ糖もあるかもしれませんが、とにかく国内の農産品との価格の問題で、砂糖があまり安くなり過ぎると、今のサツマイモ等の値段が下る、

そうすると農村が非常に困るというようなどころから困難性があるのであります。そこで今度はその問題は、つまり農産品との価格の調整は関係等によってこれを行う。数量についてはその農産品との価格の調整が行える限りにおいて制限はあまり置かない、相当多量に入らねばならぬだけ入れて、そうしてできるだけ砂糖の値段を低くして、安定させよう、こういう考えになりました。従つてこの前に出しました砂糖の法案、または今度も出しておきますバナナ等のように特別にひどい差益をそこに生ずる、その差益を特別の法律によって國家が吸収しなければならぬというような必要はなくなつた、こう考えられますので、そこで砂糖だけは今度はこの前のような法案は出さないことにしたわけでありまして。

○中崎委員 昭和三十一年度における砂糖の輸入価格差益は、おそらく七十億圓に見込まれておつたと思ひますが、砂糖輸入業者、これは大部分が大きな製糖会社であります。これが七十億圓に及ぶ膨大な利益を不当に占めるがゆゑに、それに対して、それ以上にあるのですが、七十億圓の範囲において國家がその差益を吸い上げるという趣旨であつたのであります。ところがこの七十億圓は一体どこへいったのか。さらにまた同じ趣旨からいへば、本年度においても七十億に匹敵するような砂糖業者の独占といひます。特別の不当利得が見込まれるのは当然でありまして、それがそのままに放任されるというか、措置が講ぜられないで、全部不当に砂糖業者がまた利益をむさぼるといふ結果になるのを見のがすと

いうことになるのであります。この点についても、今の農産品の価格と同じ価格の振り合いを見ろということとは、今度の場合に限つてではない、去年の場合にもやはり考えられた上での措置だと思ふのであります。その点についてどうも納得がいかないので、さらに説明をお願いしたいと思います。

○石橋國務大臣 本年度七十億圓と考へましたのは、砂糖に加えてバナナその他の他を輸入して、全部の差益を國家に吸収し得るものが大体七十億圓といふふうに考えたのですが、今申し上げますように、三十一年度においては農産物との価格の調整は関税によつて行ふ。それで輸入数量はできるだけ入れろ、国会であつた法案が審議終了になりましたあと、ちよつと砂糖の価格が上りましたので、それを調節するため十億圓ほど輸入をふやしました。ところが暴落をして、今度暴落だといつて大騒ぎをするようになった。砂糖会社としてもその結果は赤字になつたといふような状況を呈しました。従つて輸入数量を少し調整さへすれば、今おっしゃるような砂糖によつてはなはだしき不当な利益を砂糖会社あるいは輸入業者に与えるということはないと思ひます。それで三十一年度においては、先ほどから申し上げましたように、農産物の価格との調整は関税によつて行ふ、そしてその限りにおいて砂糖は安く安定させる、従つて本年度のような差益は出てこない、出てこさせないようにするという考え方でよろわけでありまして。

○中崎委員 そのかわりに、今度は砂糖の消費税を設けた。そうして砂糖の値段を消費者に転嫁する。そうして砂糖価格の値上げになるということなんです。言いかえまして、今までは砂糖業者があまりにうまい汁を吸ひ過ぎておつたので、これを政府の方で、これは不当利得であるから一部分を國家にとるという考え方の上から昨年度法案が出された。ところが今度はどうしたか、砂糖業者の動きがあつたか、それは知りませんが、そうしたような政治的な含みも多分にあると世の中で広くいわれておるのであります。そうしたような影響をもあわせて受けて、砂糖業者への利得はそのままにして置いて、そうして逆に消費税という形において大衆には転嫁をして、値段だけはやはり劣らつて上げていっている、こういう結果になつておると思ふのであります。その点消費税を付てまで砂糖業者を保護しなければならぬのかどうかというところをあわせて聞きたいのであります。

○石橋國務大臣 私の知る限りにおいては砂糖会社と何らの關係もございせん。消費税は決して砂糖会社に利益を与えるためのものではないので、先ほど申し上げましたように、農産物との關係がありまして、それを関税と消費税で調節しようというわけでありまして。農産物を保護するためにある程度砂糖の消費者が負担するなければならぬといふことはまことに残念であります。けれども今の場合やむを得ませんから、そこでそういうことで調節をするというだけで、これによって砂糖会社に特に便宜を与えるというような考えは毛頭持っておりませんし、また消費税によつては便宜を与え得ないと

思うのです。そういうことだと私は了解しております。

○中崎委員 砂糖の価格はその後においてまた動いておるようでございますし、ことに砂糖会社の株が最近になってまた上っている。言いかえれば、国会においてああいうことになったので、砂糖会社は不当な利益を吸い上げられるような心配がなくなったというふうなことも多分関連しておると思うのであります。現に三割、四割の高率の配当も続けられておるといふようなわけであります。独占的な立場にある。こういう資本家は、国家の保護によっていわゆる輸入数量を思う存分に少数の手に独占できるといふ、その恩恵によって三割も四割もの高率の配当がつけられておる。こういう事態から安心感も入ったと見えて、最近において株価が相当に上っているものであります。これは明らかに今回のこの措置を反映しておるものだとはいふように考えておるのであります。バナナ、パイナップルのカン詰等も、こういう措置を講ぜられたために今度一部分値が上りそうな格好にある。これは不急不要なもので、なければなくても過ごせるものであるかもしれないけれども、一面においてまた一つの嗜好品であるといふことも言えるのであります。こうした措置によってバナナ等が不当に高い値段で大衆に売りつけられる。ところが砂糖だけは逆に消費税という形において、砂糖業者だけの利益は残したままにおいて措置されておるといふところはどうしても割り切れない。砂糖についてもバナナ、パイナップル等にしても同じような歩調で、むしろこうした特別の法律的措施をやらなくても

処置ができるのではないかと、それがむしろ割り切れてすっきりしているのではないかとおもうのですが、その点いかがですか。

○石橋国務大臣 バナナのごときもA A制なんかで自由に入ればもつと価格も下りましようし、また例の差益もなくなるのでありますから、できればそうもいたしたいと思つて研究もしたのであります。しかしバナナは何といつてもなくともいいもので、ほかのものをおいてバナナをA A制にするのもいかにあつたらうかというふうなことから今はまだA A制にいたしません。従つてかなり輸入数量をしぼつておりますから差益が出る。そこで先般いろいろのさくで開口したのであります。ああいうものをしぼつておるといふことは種々なる弊害が生じておるに因ります。この間やむを得ず競争入札にしたといふようなことからえらい値段が出てきておりますが、これはどうもしょうがないのです。とにかく輸入品をしぼつておる限りは何か弊害が現われる。できるだけそういうことがないように、何もかも自由に入れられるような時期が早く来ることを通産大臣としては切望しておるのであります。今のお話の砂糖のごときは、繰り返して申し上げますように、全く農産物との関係、もう一つは台湾とかなんとかいう双務協定の貿易の關係も実はありますが、自由に入れば、もうキューバ糖もみんな入つてきて、台湾との貿易はなくなつてしまふといふような懸念もありませんので、対外關係もありまして、かたがた残念ながら今のやうな制度をとつておる、こういうわけでありまして。

○中崎委員 どうもよくわからないのですが、たとえば、全部じゃないですけれども、バナナもパイナップルも台湾から輸入する、砂糖も台湾から輸入する、そうすると同じ双務協定の立場から言へば、同じ立場において措置すべきじゃないか。この前の国会みたように、砂糖もバナナも、法案は違つけれども、同じ趣旨のもとに特別の措置を講じて差益を國家に吸収する、ところが同じような使命を持つたものが、今回は特別な措置が別々に講ぜられるといふところに割り切れない点があるのではありません。今申しますように、このバナナにしても、輸入の数量についてある制限を設けると同時に、さらにその差益をまた國家で吸収するといふところの、ややこしい手を二回も打つから、ますます煩雜になる。それなら砂糖についてもやはり同じようなことを二度もやつたら、非常に大きな國家の収入にもなるし、大きな砂糖資本家だけに甘い汁を吸わせるということにないかと思つたのであります。勢いやめるなら両方ともやめる、やるのなら両方ともやるというやうな措置がいいんじゃないか、ということをお聞きしているのではありません。

○石橋国務大臣 お説でもつとも点があると思ひますが、たださつきから繰り返して申しますように、来年、三十一年度からは砂糖は数量の上においてあまりしぼらないつもりなんです。できるだけ数量は入れよう、ただ農産物の価格の調整だけを関税及び消費税でやろう、こういうのが建前でありまして、バナナと違つては、バナナやパイナップルについては、今これを自由にふんだんに入れるという時期ではまだあるまい、こういう判断から、これはやはり為替の上で相当しぼりますから、特別の差益が出る、こういうことになりまして、砂糖の方は差益が出ないはずなんです。これはやってみて、それでもやっぱり出たといふことが事実においていろいろマーケットの関係がありますから、絶対にそういうものは出ないといふことを言ひ切ることは果してマーケットの上で言えるかどうかわかりませんが、まあ理論的に申しますと、私どもは、ましては、そういう特別の差益を出さない、こういうのが見当でございます。

○中崎委員 私第一に、砂糖はいわゆる國民の生活必需品とでもいふべきものと思つておるんですが、これが投機の対象に供せられるといふことは非常な遺憾です。米とか塩とかいふ類のものには、幸ひにして國家管理のもとにおいて投機の対象に供せられていない。不幸にしてこの砂糖のみが投機の対象に供せられておる。こういうことは非常に遺憾です。従つてこの砂糖の輸入を、たとえば百万トンあるいは九十五万トン、百五十万トン、いずれにしても國民の生活に必要な數量が輸入されるのは當然のことと思つて。そして、これは砂糖の輸入數量を制限しておつたら価格差益を吸い上げるというのじゃなしに、輸入數量といふものは、やはり一応食糧として必要な範圍を策定して、そのほか多少為替の關係等も考えられなことはないでしうけれども、一応國家の政策として十分にその數量は調整し得た。それなのに、かかわらず、価格差益の法律案をこの前の国会に出したのだから、今度に限つてこれをやめるという趣旨は、どうしても私には

わかりません。ことにあの價格差益の場合においても、砂糖業者の精製の加工料、工賃といふものは、適正な利潤を加えて、そして安定していくのだという考え方に立つておる。それにもかかわらず、業者がやっきの猛烈な反対をして、その業者の動きに動かされて、ああいうふうなことをされたといわれておる、全く不明朗きなものである。天下の政治を私して、そうして一党一派のために政治が行われておるといわれても、何ら弁解の余地がないのじゃないかといふやうに考へるのであります。そういう意味において、たといこの價格差益が出ようといふまいと——全然出ないといふことはありません。取引所にちゃんと相場を立てて、投機の取引の対象になつておるがゆゑに、當然差益が出てくる、これは言うまでもないことである。そういう意味合いにおいて、私はむしろ一応そういう適正な利潤を、ことに生活必需品だし、食糧であるがゆゑに、一応國家としてこれを適正に管理するのだ、規正するのだという考へ方があつていいと思つて。そういう意味においては、今の價格差益のあのやり方といふものは一つの筋の通つた行き方である。しかし他にも砂糖の國家管理といふやうな方法もありまして、いずれにしても、一歩前進をして、現在のままでないところの方法によつて、明朗にしかも大衆の生活の安定を期していくのだという考へ方の上に立つて、もう一度この砂糖の問題が考え直されないうか、というところをお聞きしてみたいのであります。

○石橋国務大臣 この前の国会に砂糖についてのおあひう法案を出しました



糖を取引所に上場する問題の可否について検討する余地がないじゃないか。言いかえれば、自由市場の品物として相当広く、多くの数量がある一般的なものを取引所の対象から禁止するとか除外するとかいうことが一体考えられるかどうか、それをもう一度……。

○石橋國務大臣 これはほんとうに商品の輸入、輸出が自由であれば、取引所というものはぜひ必要である。取引所がなければ商売ができないのでありますから、取引所は必要だと思ひますが、ただ今ここでしぼっているわけじゃございませんが、何といつても砂糖というものを輸入するんじゃないか、どれだけの数量を入れるか、百万トンにするか、九十五万トンにするかというところは、政府がきめるのでありますから、供給量が変化するものを、一方において自由な取引市場を置いて、そこで相場を立てるということは、矛盾は確かにある、こう思ひますから、その矛盾については一つ検討してみることがある、こう考へております。

○中崎委員 先ほど大臣は、砂糖については必要な数量は輸入するんだ、あの意味において手放しの自由とは言わぬにしても、大体そういう考え方の上に立つたら、価格差益も出てこないというふうなことを説明しておられましたが、今度は政府がいろいろの意味において手かげんもするんだというふうなことになってみると、何だか前後の論旨が一貫しないやうであります。しかしこの問題にばかりかかっておられませんか、一応問題を残して次に進んでみたいと思ひます。

そこで大臣は、最近においてはしよつちゅうA制を大幅にやるやると言

われるのであります。私たちは国内産業育成の上に立つて、ことに日本経済の自立というやうなことを考へておる立場からいたしますと、氣になつて氣になつてしようがないんです。もう何ですか、石橋さんがまた野放図に手放しに例の調子でやられるのじゃないかというやうな氣持もして、国内産業育成の上に重点を考へておるわれわれにとつては非常に氣になります。そこでA制の問題についてもう一度聞いてみたいのであります。この国内の産業を育てる上において、障害となるやうな場合には、A制は原則としてやらない、それはもつとも程度による、何でもかんでも全然障害がないとは言われないが、程度にもよるのではありませんか、国内の産業の育成を大きく取り上げて、その上に立つてA制をやるのだという考へ方があるかどうか。ことに日本の工業水準はおくれているから、もつともA制によつては外国の品物、原料あるものは製品も輸入してきて、国内の同じやうな事業の育成をせなければならぬ。言いかえれば、引き水といひますか、それを一つの模範にして刺激材料にするやうな場合もあり得るし、あるいは国内において、現在の段階においては非常に値段が高過ぎる、五割も八割も十割も高

い。これはどうしてもある期間にこれを輸入しなければ全般的影響があるということならば別だけれども、そうでないのに、ただ外国の品物はある程度安いからと、A制で輸入せざるやうとか、あるいは国内産業にはあまり重点を置かないで、とどろろA制でやるのだというやうなことを考へられると非常に困る。そこで原則として、国内において育てておる産業の製品について、A制をやる場合に、そこに大きな制約という考へ方を十分に置いてもらふ必要があるというのを私は言わねがために先ほどあつたことを前置きしたのであります。この点についてのお考えをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 ちろろ国内産業の育成というところは大きな眼目でありまして、これをはずすわけにはいきません。しかし国内産業の育成というところは、そう単純なことではないと私は思ひます。というのは、何でも温室に入れておくやうな育て方は、ほんとうの国内産業の育成になりませんから、そういう意味においては、ある程度思い切つた輸入をするのも必要であるし、また一面からいへば、国内産業の育成のために輸出をどうしてもする必要はある。それをどうしてしようとしても輸入をしなければならぬ。たとえば先ほどお話の日英の關係にいたしまして、日本の生産品を大いに輸出したいと思ふならば、やはり英國の品物も入れてやらなければならぬ。ところが英國の品物は、非常に広いスタンディング地域となりまして原料品も相当ありますが、しかしやはりインダストリーといふことになりまして、實際において日本は国内産業と相当衝突するものが大部内なんです。毛織物、機械、自動車というやうなもので、まことに処置に困つておるわけでありまして、しかしそれでも何とか入れられるだけのものは入るやうに努力しなければならぬ。そうしないといふ日本の産業がほんとうに伸びないと思ひます。そういうやうなことで、これは理論的に割り切れは簡単に割り切れるかもしれせん

が、實際問題としては割り切れない問題が至るところに生じますので、これは一つ大きな観点から日本の産業を育成するといふ立場をとりまして、できるだけ輸出は自由にするという方向をとりたいたいと思ひます。

○中崎委員 今輸出を盛んにするためには輸入をしなければならぬといふことはわかつております。ところが製品を輸入してきて製品を輸出してもしようがない。言いかえまして輸入といふことは、輸出する品物を作るに必要な原料の輸入が主たるものである。だから私が言うやうに、原料の輸入については原則的である程度A制を認めてもよいのであるが、しかし製品の輸入は困る。国内において中小企業などがしきりに一生懸命やつておるのに、そういうものをとどろろ圧迫して、安いかから、特別にもうかるからといふので外国の製品をとどろろA制で入れられては困る、それを言つておるのです。そこで今私が言うやうに、輸出のために輸入をする場合は、主として原料もしくは輸出のための半製品といふことにして、それにさらに国内においてある部分の加工をするといふやうな程度のもので原則になるのではないかと、こういうことを聞いておるものであります。その点はいかがでありますか。

○石橋國務大臣 一応ごもつともな説と思ひます。原料、半製品の輸入はできるだけふんだんに自由にする、これだけなかなかな衝突がありますが、できるだけやるというところはその通りと思ひます。しかし製品でもそうでもないと思ひます。たとえば機械にしても、外国から機械が入ってくる、日本の機械も出る、こういうことになると思ひ

ます。だから機械は日本で全部作るのだ、外国の機械は入れないのだといふやうに考へられる必要はないと思ひます。ですから同じ紡績機械が向うから入るかもしれない、こつちからも出るかもしれないといふやうな状況になるのが私は理想的だと思ひます。そこま

で日本の産業の基礎がたかくなって初めて日本の産業といふものは育成されたと云えるのであつて、ただどういふように障壁を設けておるに保護したのでは結局いけないと思ひます。ただそこまで持つていくのに、急激なことをやれば非常な波乱が生じますから、急激なことでは言えないところに實際の政治としての極みがあるわけでありませう。

○中崎委員 今の日本の産業経済のあり方でありまして、言いかえれば日本といふものは、いわゆる仲介貿易などとして介在する余地は非常に少いのではないかと。従ひましてこれだけ多い人口で資源の少い國を充塞して、何とかしてやつていこうと思へば、やはり国内におけるところの加工業を中心にやつていかなければならぬと思ふ。ですから製品といふものは原則的には国内において育成するのが基本である。たとえば機械の輸入についても、技術水準が低くてどうしても日本の機械では間に合わないといふことであれば、何もかも一つも輸入してはいけないといふのではないけれども、ややこれに間に合うのだ、もう一息入れてやつたら間に合うのだといふのであれば、むしろそういうものを助長すべきである。それをとどろろ輸入してやれば、勢い育ちかかたところの工業もつぶれてしまふのではないかと、こういうことを言うのであります。輸出も大事



であるけれども、まず国内の産業を育てて、そしてそれが健全に伸びていくところから輸出の余力も出てくるのだ。こういう考え方の上に立ててA A制の拡大などを手放しに考えられては困るのだというものでありますからして、この趣旨を一つ了承願いたいと思います。

次に原料の輸入の場合におきまして、ことにA A制によって輸入する場合においては、同時に国内における中小企業者の立場をもあわせて考えてもらわなければいけないのではないかと、たとえ半脂であっても、牛脂の輸入についてこれをA A制にするとかしないとかいうふうなことも問題になっておるようでありまして、ところが御承知のように、牛脂というものは主として石けん原料に使われるのでありまして、現在日本においては中小の石けん業者を入れると三百数十くらいあるのではないかとおもうのであります。

〔委員長退席、小委員長代理着席〕

ところが一ぺんにA A制にされることになる、大きい石けん屋さんだけはどうぞのさばって、しかもそれだけ中小の人たちがだんだん圧迫されるというふうなことになるおそれがある。そこでこうした中小の石けん屋さんは、たとえ協同組合というふうな方法などをもって指導して、そういうものが健全にやっていけるような態勢を作りながらA A制に移行していくのだというふうなことがあわせ考えられ、これが中小企業対策にもなり、また油脂行政全般の一応の使命を果すことになるのではないかとおもうのであります。この点について牛脂に対する当

局の考え方並びに最近の動きを一つお聞きしたいのであります。

○吉岡政府委員 結論的に申し上げます、ただいま御指摘になりましたような趣旨において、今後逐次A A制を実施いたしまして差をつけられないような時期のできるだけ早くなるようにというところで通商局とも打ち合せをしております。大体だいたいの見通しでは、まず一年くらいはいろいろそのための準備が必要じゃないか、こういうことで、業界の方もその趣旨は了承されているように承知いたしております。

○中崎委員 この一年間にできるだけこれら中小企業者の資金面における隘路、そのほか技術指導、設備の近代化等についても指導されて、これら中小業者たちがとにかく曲りなりに安定したベースにおいて今後業を営まれるように一つ最善の配慮をお願いしたいとおもうのであります。

次に商社の育成についてであります。自民党内閣並びに政友会の動きについて漸次最近大資本家的な形態が強くなって現われているようでありまして、そこでそういうような商社が大きくなればなるだけ中小のたくさんの人間が圧迫されてしまふ、これは明らかで事実であります。ことに国際貿易の場合においては、一つの信用のある商社があることが一面において必要であると思ふのであります。一面においてそれだけ中小企業者の立場を持つ多数の人たちが犠牲にされるおそれがあると思ふのです。そこで最近における実情を見ますと、これら商社の資産の内容も、朝鮮事変当時の大きな打撃から立ち直つて、相当に充実してきておるようでありまして、勢いまた大きな商社の統

合、いわゆる経済力集中排除法等の廃止によって、財閥的なものがあるいはこれに準ずるような大きな資本家的な業者が増してきておるようでありまして、これにあまりに国家の保護が強過ぎ、これがあまりに独占的な強い形になっていくこともまた考慮しなければならぬ問題だと思ふのであります。この点について政府の方に、最近における一般の傾向並びに将来の方針についてお聞きしてみたいと思ひます。

○石橋國務大臣 中崎君の御質問の中にありましたように、貿易についての商社は相当信用があり資力がある必要がありまして、あまりに小さな商社が多くなり出で、至るところで過当競争に陥るということとは、これは国家全体のためにとらなないところだと思ひます。しかし、そうかといって中小の商社を無軌道につぶしてしまふというふうな方針はむしろとれませんか、そこでこれらの商社は、十分太刀打ちができるように、できるだけ統合するとかいうような方法でやってほしい、こ

う思ふのであります。中小業者を救うという点ではごもっともですが、そうかといってこれをただむやみに救つて、それで結果がいけないかというところ、これは共倒れになってしまふということでありまして、その辺實際問題として非常に取り扱いのむずかしいところでありまして、できるだけ適当な指導をして、中小をも生かしながら貿易上に支障を起さないように、こういうことを念願しております。

○中崎委員 私の言わんとするところは、政府の方で大商社の大きくなることを急ぐの余り、またそういうものの利益を一方的にはかられるの余りに、

その余波を食つてといひますが、勢いのおもむくところ、中小企業的な人たちが犠牲にされることが非常に多い。そういう意味において、政策的にもこの点は十分に配慮してもらいたい。たとえば輸入物資の割当等についても、輸入してもうかるだけ、やはり輸入が潤沢にやれない。勢い大きな商社的な立場を持つていける人があの手この手で強力に食い込んでいて、多数の割当を取っていく。ところが中小企業的な立場のものは、政治力も弱ければ経済力、信用力も薄い。勢いその下で下

にしかれてしまふというふうな形になってきて、その犠牲がだんだんはなはだしくなるのではないかと私は心配してゐる。中小企業者の輸出入については一段と配慮を払うとともに、さらに物資の割当等についても、組合強化の上で立つて、たとえばしっかりした組合の体系を整えればこの範囲の割当ができるのだ、さらにこの範囲において引き上げてやるのだというふうな行政指導をやらねばならないと思ふのであります。ところがこの点についてどう

いうふうにお考えになるか伺いたい。

○板垣政府委員 ただいまのお話の中で、政府側が大商社に特別の利益を与えていけるという点、それは全く誤解でありますから申し上げたいと思ひます。むしろ今は、ことに輸入の割当などについて言ひましては、あまりに公平にやり過ぎていけるという点について問題があるわけでありまして、そのために何百とある商社に過去の実績によつて均分して割当てております。従つて、わずかに数千万円、数億で言ひますと二トン、三トンという割当まであまりに細分化されているという点に実は

問題があるのでありまして、割当てにつきまして政府が特に特別のフェーバーを大商社に与えるということとはございせん。ただ問題は、大商社はどうしても過去の輸出入実績が多うございす。従つて、均分で割当てをする場合多いということはありますけれども、特別に大商社が中小商社よりたくさんもらつていけるという事実はございせん。

○加藤(清)委員 関連。まことに奇妙な御答弁を承るものでございす。実は大を生かして小を殺すという答弁になりなつていけることはその通りでございす。ところが、そういうふうな私に黙つて引き下ろさうと思つたのですが、いや、そうではなくして、むしろ中小を助けておつて大の方を助けていないとおつしやるならば、私はここで、まことにおそれ入りますが、反論を具体的にいたさなければならぬのでございす。まず第一番に、先ほど大臣もおつしやいましたように、商社の一番大事なもの信用力でございます。外国の政府なりあるいはバイヤーなりエージェントなりから受ける日本商社の信用度、これが問題でございます。おそれ多い話でございますが、大臣さん、こつち見て下さい。これは大事な話です。すから……。ついでに……のことに、あなたたちは外貨の保有を商社にお認めになつたはずでございます。一体外貨の保有を中小にお与えになりましたか。すべてこれ二社、五社、先般の七社だけではありませんか。これはやがてどういう結果を生ずるかといへば、受け取つた商社は、おれらは政府から公認されているのだ、こういう材料に

使います。また外国から買い付けに来  
ておるバイヤー、エージェンツ、ある  
いは出先における支店等で、買付に来  
た相手方の買手は、あなたのところ  
は政府から認められたればこそ外貨を  
いたしたい、という言ひでしよう。とこ  
ろが、もった商社が多いから買わない  
商社が多いという、はなはだ失礼な  
ながら買わない商社の方が多いので  
ございませう。それで、出先におい  
ても内地においても、これが目下商社の  
種であり、もったところとての頭痛の  
種であり、これはカネが背負ってき  
たようなもので、大黒様がいびき様を  
連れて来られたようなもので、まこと  
にけつこうな策であると思ひでいるわ  
けである。そういうことをしておきな  
がら、大臣はただいま中小の商社を生  
かすこと、こうおっしゃった。そういう  
ことであるならば、私はここで具体策  
を承わりたい。中小商社をどのように  
生かす具体策を立てていらっしゃる  
か。ちょうどただいまアメリカのジョ  
ンストンが来ておられます。日本にア  
メリカの映画をたくさん買わしたいが  
ためでございます。さるところでパー  
ティーが行われたことも私は聞いてお  
ります。やはりここで自国の映画の宣  
伝をなさっていらっしゃるようでござ  
います。しかしながら、この映画を購  
入する権限、これは一体いかように  
なっているかと調べてみますと、この  
割当がまた大きいところはほとんどふ  
えるようにできていて、小さいところ  
はますますギリギリになるような方式  
がちゃんととられている。この問題は  
いずれあとで審議するというところに

なっておりますので、その折に私は詳  
細にデータを持って臨むつもりでござ  
います。時間が与えられさえすれば  
私今こゝでもやります。暗誦してお  
るのですから。またこういう調子で、そ  
の他の割当にしてもすべてがこうなん  
です。もう一つ言ひましようか。この  
間うち私が大臣にお尋ねしておるトル  
コ問題はいかがでございますか。あれは  
小さいのにお許しになりましたか。大  
きい商社だけが金比羅で七社会談を  
やって、それだけにお許しになってい  
らっしゃるでしよう。一体具体策はと  
尋ねられたら、大きいものは生かす  
小さいものはギリギリに追い込んでい  
くのだ、まさか大臣はそんな気持はな  
かったでしようが、結果としてそうな  
ておる。そういう数字が現われるよ  
うな割当方式があらにももちろに  
とられておる。この具体策をもち  
てしても、なおあえて大臣は、いやそ  
うじゃないと抗弁がでますか。でき  
るならばいかに中小を育てようとし  
ておるか、いやいかに育てようとし  
ておるか、育ててきたか、将来またどの  
にこれを育てようとしていらっしゃる  
のか、その具体策をはっきりとここに  
明示していただきたいものだと思ひ  
ます。

○石橋國務大臣 中小企業というもの  
は、商社だけじゃございませうが、政  
府だけの力でこれを育てるとかなん  
かいうのでなくて、中小商社みずから  
がみずから助け合い、いかにやっ  
ていきたかなければいけないと思ひ  
ます。この間の外貨割当も決して無理な  
ことをしておるとは思ひませんが、そ  
うかといつて何百という商社に全部外  
貨をやるといふところまで今来ており  
ません。この間の割当でも、一社当り  
の割当が非常に少ないです。まだまだ  
あんなことではいけないと思ひ。も  
と自由に外貨を持たせようにしたい  
と考えます。これはすぐにことしから  
やるわけにいきません。いろいろな事  
情でいきませんので、第一段としてあ  
の程度にとめたのです。中にはあれを  
テコにして商社の整理をすればいいと  
いうような議論も、世の中にはないで  
はないのです。しかしながらわれわれは  
それをとりませんで、とにかく年に一  
千万ドル以上の取引高があつて、それ  
から海外に支店とか出張所を持って  
いるという一つの標準を作りまし  
て——それはそれだけの努力を今まで  
しておるのですから、そういうものに  
は外貨の保有を認める、従つて今のそ  
れ以下の人でも、取引高が一千万ドル  
なら一千万ドルの人でも、線に入れば  
いつでも保有を認める、かように考え  
ております。それ以外にはやりようが  
ないのです。

○加藤(清)委員 過去の割当方式が全  
部そういうふうになつて、あとは与え  
るといふても四捨五入方式で削つてし  
まつたり、あるいは全然ゼロにしたり  
なさるものだから、大きい方はますます  
大きくなり、小さい方はますます小  
さくなって、この結果は期せずして、  
あなたの思考せざるにせざらんとは別  
問題として、結局小さいものを圧迫す  
る結果が生じてきておる、こういうこ  
となんです。そこであなたがほんとう  
に中小を生かすとおっしゃるならば、  
具体策を承わりたいと言ひたら、はし  
なくも大商社に外貨を保有させる基準  
だけをお答えになったようでございます  
が、そのお答えは裏を返せばそれ

は大を生かして小を圧迫する、こうい  
う答えなんです。事実なんです。うそ  
だと思ひなかつたら証人をここへ喚  
問して答へさせてもらひなさい。ちゃ  
んとそう答へます。だから、それでは  
大臣がいつも言うところの中小を生か  
すとかあるいはお宅の方の党の選挙の  
公約であるところの、中小企業を指導  
育成助長しますという言葉とは違ひ結  
果が生じてきておるでしよう。だから  
それではいけないでしよう、当初はそ  
んな気持じゃなかったでしよう、また  
投票した人もそんな気持じゃないはず  
です。だからこゝではっきりと具体策  
を示していただきたい、こういうのが  
私の希望なんです、具体策が出来ます  
か出ませんか。

○石橋國務大臣 それは中小規模の企  
業者に適當な仕事とそうでないものと  
があると思ひます。中小企業者は中小  
企業者と経済的に十分成り立つよう  
な仕事をやっていただかなければな  
らぬ。そういう貿易において年に一千万  
ドルの取引高が今までないというよう  
な商社が、お話のように数から言へば  
非常にたくさんある。それを全部許し  
て、そうしてそれがみんな競争に出て  
いいとも、おそろく加藤君は言われな  
いだらうと思ひます。ですからそれは  
どこかに線を引くことはやはりやむを  
得ない。どこかに線を引くときに、そ  
こにある程度の無理も起ります。けれ  
ども必ずしも中小企業者が貿易に従事  
しなればならぬというのではない  
と私は思ひます。ですからそれで一  
つ生きる道を探していただかなければ  
ならぬし、また政府としてもいろいろ  
の——御承知のように工業方面等にお  
いては、大して大きなものではないと言

われれば言われるが、ある程度の助成策  
もやっております。ですから決して中  
小企業者をわれわれは見殺しにする  
か、あるいはその育成を閉鎖して  
いるというのではなくて、できるだけのこ  
とはしているつもりであります。しか  
しあらゆる面のあらゆるところに出  
てくる中小業者を現にあるままの姿でこ  
れをすべて何とかしろ、こう言われ  
ても、これはおそろくどなたがおやりに  
なつてもできないだらうと私は思ひ  
ます。

○加藤(清)委員 関連でございますか  
らもうこれでやめますが、そうすると  
大臣の答えでは、事貿易に関する限り  
は中小は助けることができない、具体  
策はない、というお答えでございま  
すか。

それともう一点は、中小といへども  
私は貿易の場合に大きな貢献をして  
おるという事実をこゝで申し上げて  
いたと思ひます。貿易でも何でもそ  
うですが、大きくなつたら何でもでき  
るといふふうに考えたら何でもない  
違いなんです。そういう誤解をして  
いる人がたくさんあるようでございま  
す。それは具体的な事実を知らざる一  
般論であつてとんでもない大間違ひを  
犯している。たとえば去年アメリカへ  
綿製品が伸びた伸びたという。あの  
の伸びたブラウスは一体だれが作つて  
おる、だれが輸出したのです。これは  
中小企業の仕事なんです。中小企業で  
やつたからああいう仕事でできた。も  
しあれが中小企業の手先の仕事でな  
く、コンスタントにさつとできるもの  
であつたならば、アメリカと競争はで  
きないはずなんです。オートメーシ  
ンでできるものだったら絶対にできな  
い。日本の中小企業が手先の仕事の人

たちの技術をうまくより集めて輸出してこそ初めて輸出が振興できる。これが逆にできなかったおかげで東南アジアの綿の輸出は、去年二億スクエア・ヤール減ったじゃないですか。なぜ減ったか、これは国の規制と商社の規制があったからです。どうして大きいやつだけ生かして小さいやつにやらせぬとそういう結果が生ずるか、すなわち東南アジア諸国ではロットが小さいんだ、注文の量が小さいんだ、それからまた柄物が多いんだ。柄物でない無地の三桃級だったら工場ですと作って大きな商社に委託してどうんと輸出したらいでしょう。ところが柄物はあなたのネクタイと同じなんです。大きな工場ではあるものじゃない。小さい工場で小さい人数の人が、一生懸命に技術を加えたその生地が売れていくのだ。これとコネクションのあるのは大きな商社じゃない。小さい工場であり小さい商社なんだ。これが苦心さんたんで輸出の道を開いたればこそ、終戦後ああいう状態におきながらなお繊維の輸出は綿において十三億スクエア・ヤールも伸びていったんです。ことをあなたは考えてもらわなければ困る。こういう功績が下積みになされてしまつて、輸出が上った実績は大商社の功績であるかのごとく考えられたらとんでもない大間違いだ、特に小さければこそ専門にその仕事をやっておるといふ商社もあるわけです。陶器のごときはみなそうなんです。大きな商社がそれを扱いますか、そうやって出た黒字が累積され、累積されて、ことしは黒字超過ということになってきた。大きな商社のやっていることは何ですか。先ほど同僚中崎さんの言われたよ

うに、大量に買い込んでどうともしようかの砂糖とかバナナとか、そういうもののだけを扱っているじゃないですか。黒字をかせいだものは一体何であるかを一度分析してデータを出してもらいたい。そうすればあなたの考え方が違ひであるということがはつきりしてくはない。私は何もそう言っているのじゃないのです。具体的事実をつかみ、その具体的事実の中に呻吟している方々の代弁をここでやっているだけの話なんです。大臣のこれに対する所信、それから将来これを一体殺すか生かすか一言でよろしい、殺すか生かすかはつきりお答え願いたい。

○石橋國務大臣 加藤君のお話、今のブラウスを作ったりなどしている人たちが中小企業者であるということとは、私もよく知っております。また日本の輸出品の非常に大きな部分がいわゆる中小企業者、むしろ零細企業者によつて作られていているというところは、これは事実でありますから、むしろ間違ひのないこととあります。これらの人の活動があるから日本の輸出も伸びるということも、これは間違ひがありません。それから場合によつては、小規模の商社がいわゆる専門店的にやはり信用を得て海外へ出ておるといふこともあります。けれども、これは専門店的の商社でありましょう。ですから、これが総合商社というよりな形で、商社が、それも少数ならいいですけれども、非常に多数の商社がむやみに海外へ出ていくといふことは、必ずしもそれらの人のために利益にならないし、全体としても利益にならない。従つてこういうものを救うには、ある程度輸出入組合法なども、そういう中小規模の商

社が共同をして輸出入の業務を営む場合には役に立とうと思つておりますけれども、とにかくそれらはそれらとして、やめていくならいような仕組みをぜひ作らなければならぬと思つておりますが、現在においては、貿易関係の中小規模の非常に多数の商社をどうして維持していくかという、実は十分なる方策が講ぜられてないことは事実であります。

○中崎委員 いろいろ問題はたくさんあるわけですが、一、二も少しいて聞いておきたいのであります。まず、外貨割当等について、これは

国家の規制を受けている。これについては、最も適正を得ないという幾多の問題も起るし、国民経済の上に立つても障害もあると思つております。そこで、割当の適正を期するといふ上に立つて、まず実績主義といふものがある一面においては妥当であるし、一面においては妥当でないと思つて、その方針で取り組んでいくかといふことを一つ考えてもらわれないと、非常に重要な問題の解決にならぬと思つて、そこで、これはただ外貨の割当だけに限られませんが、さらに輸出入貿易全体を通してもう少し強力な機構を作つて、そして最も適正に、公正にこれが扱われるような処置を一つ講ずべきだと思つて、その機構の上について何らか一歩前進するような考え方を一体持つておられるかどうかを聞きたいのであります。

○中崎委員 さらに具体的に言いますと、たとえばこの輸入物資の割当等について、一つのとえば審議会とかいうふうな機関を設けて、適正にこれを割当するようなことが必要であるのじゃないか。さらにはまた、各省間のつながりをとる上において、ただばらばらに、下つぱといつてはおかしいですが、事務官程度の連絡だけでなしに、もう少し基本的な、各省に通ずるような問題を検討する上に、何らかのそうした機構を作つて、そうしてこれが有機的に動くような、そういう体制を作らうに、さらに強化するような考え方があつたらうかといふことを聞いておるのです。

○石橋國務大臣 輸入外貨の割当等につきましては、御承知のように、今までもこれは實際設備だけで割り当てるということとは、ある意味において合理的であります。また非常な弊害がある。そこで最近においては、それと商社割当と両方で調整していこうといふような方法で、設備だけでなく一般的にある部分商社割当をいたしまして、だれでもその商社から必要な原料なり何なりが入手できるというような方法を講じて、なるべく弊害の少いように努力いたしております。

なお、全体の貿易についての少し基本的な問題の各省の連絡というようなものについては、今度の行政機構改革の中で考えられておるようでありますから、その報告を待ちましてなお一つ考えたいと思つております。

○中崎委員 商社割当などということとは非常にやっかいな問題でありまして、また工場ごとの設備割当についても、一々適正にそれぞれの工場に行つて調査することはなかなかできるものじゃないので、これから、これもなかなかむずかしいのですが、しかしその割当を誤れば幾多問題が新しく発生する。たとえば最近といいますが、この近いうちに新聞などに出ておるのを見ても、相当この割当の問題をはらんで、幾多の疑獄、汚職の問題が生まれておる。これは官庁機構全体を通じて、概して必ずしも腐敗、汚職がないとは言いませんけれども、やはり一番こうした利害の伴う実体を持ったところにこうした問題が起りやすい。従つて適正を期して、一面産業経済の上に立つて妥当な行政を行うと同時に、一面において汚職、腐敗の源泉であるところのこうした機構にある程度のメスを入れるといひますか、適正にこれを運用するような、そういう体制が一面においてとらるべきじゃないか。そういう意味においては、たとえば閣の予算というものは一切国会を通じて、そうして審議の対象になつておるのだが、外貨予算、輸出入の物資等のものについてはほとんどどうした問題が組織的に、計画的に取り上げられていない。こうしたやうなものについても、大まかな点についてもう一歩国会においてこうした問題と取組むといふやうな、こういう考え方もあつていいのじゃないか。そういう意味合いにおいて、まずこの機構の拡充強化ということが必要であるといふふうに考へておるのだが、この点についても一度お尋ねしたいのであります。

○石橋國務大臣 割当制度といふものはいづれにしてもまたやっかいなものであり、どうももうまいかないものなんです。だから、なるべく割当制

度というものは必要ないような世の中に早くしたいものだと思つてゐる。ところが、そうすると先ほど中崎さんからお話があったように、国内産業をどうするということから、まさにシレンマに陥つてゐるわけでありませう。

外貨予算の話がありました。これはこの前も、昨年でありましたか一昨年でありましたか、そういうお話がありました。これは外貨予算は、本年度のある時期にどれだけの砂糖を入れる、どれだけの鉄を入れる、どれだけの何を輸入するというような大まかなワックを作るのであります。これは国会の審議にかけるといふお話が前にありましたが、そうするとどうも日本がことし何を幾ら買ふんだということ、金く手のうちを世の中へ示しておいて商売をすることに成りますので、これはどうも考えものだと思つてゐる。全部向うに前抜けに知れてゐるよ」と呼ぶ者あり。まあそれはそれでよいけれども、しかしながら、いくら押えたつてそれがおのずからどこかで漏れるといふ漏れるけれども、国会の審議にかかつて国会の議事録に出るのとはまた違ふと思つてゐる。ですから、これは公正とか明瞭とかいふ点からいへば何もかも国会へ持ち出すのがよいと思ひますけれども、商売のことではありますから、どうもその簡単に国会に持ち出して御審議をわづらわすといふところまでなかなか私としては踏み切り得ないのであります。

○中崎委員 一々こまかく国会で審議しろと私は言つておりません。しかし大体大まかな線においてもう少し基本的な、さらにまた大きな線が——一体国の、ただ二十四億がどうか、いや

二十億がどうかというふうなことでなしに、もう少し突っ込んだある程度のことゝがわかつてよいのじゃないかと思つてゐる。ことに今砂糖の問題がありまして、たとえば日本において一カ年間百万トンの砂糖の輸入を必要とするといふのは常識です。これがたとい外国に発表になろうと、砂糖の値段がさう上つたり下つたりするとは考えられませんが、また大部分の物資が長い間の統計を通じて、大体において各国それぞれ専門的な立場で検討してゐるのでありますから、それはもう国会において審議するにせぬにかかわらず明らかになることだと私は思ふ。従つてそれは大きな問題にならぬので、もう少し別個に何らかの理由があつて——ほんとうに国会で審議せよといふのじゃないのですが、ある程度のは国会に知らしめてもいいのじゃないかといふことを言つたわけなのであります。いづれにしましてもこの問題は、もう少し機構そのものをさらに充實強化されて、そして公正に適正にやられることが必要であるといふことは曲げないといふことを主張いたしておきます。

次に電気のことについてお尋ねしたのであります。言うまでもなく電気は独占的な事業として国の産業の上においてもきつて重大なウェイトを持つてゐます。またその政策いかんといふものは国民生活の上にも直接大きなところの影響を持つものであります。そこでまず電気料金の問題についてであります。これはこの三月をもつて終るところの料金の制度が四月一日から改正されるといふことが、何らか新しい方向で考えられなければなら

ない段階に立ち至つてゐるというところは、これは国会の論議を通して明らかであるのであります。そこで三割頭打ちとかなんとかいうふうなことで、一応昨年度はきまつたのであります。が、さらにあのときには、税金並びに金利等もあわせて考へて、料金値下げの方向にいくのだといふことを、前通産大臣からもこの国会において言明されておつたのであります。そこで最近になりますと逆にやや物価が少し上つていくのではないかとというふうな心配も持つようになったのであります。が、そういうやさきにおいて、逆に私たちは昨年の公約に従つて、少くとも国民生活の上に大きな影響のある電気料の値下げについて大きな期待をしておるのだが、一体これは今どういふ状況にあるのかをお尋ねしたのであります。

○石橋国務大臣 電気料金は下げたいことは山々でございますが、まだどうも電気料金改訂の時期に、いろいろの関係からなつておりませんので、とりあえず今回は今日のままを継続するつもりでおります。少しも変えずに継続したい、かように考へております。

○中崎委員 そうすると国会において政府から言明された電気料の値下げの方向にいくのだといふことと違つてゐる。従つて努力の足りない点があると思ふのであります。が、そういうことの責任を私たちは明らかにしてもいい。と同時にどこにそういう問題の隘路があるか、あわせて一つ御説明願ひたいのであります。

をいたしますと、今御承知のようにまだ電力開発の途中でありまして、これからお開発のために相当の国家資金をつぎ込まなければならぬというふうな状況にございまして、この際電力料金を改訂する——むしろ絶対に上げさせないつもりでありますが、ここで各会社にも多少の余裕ができたからといつて、その余裕によつて電力料金を下げるのはまだ時期尚早だ、もう少し様子を見たい、かように考へておられます。下げてたいという意思は變えておりません、變えておりませんけれども、現状においてはまだ下げるといふところまでいかな、今の料金をそのまま維持して安定させたい、かように考へております。

○中崎委員 言うまでもなく電気は独占事業であると同時に公益事業なのであります。あるいは租税措置の点からいへば、さらに膨大な国家資金をこれに投じておる点から見ても、さらに金利などの点から見ても、さらに事業に競争を許さないという立場からいへば、莫大なるところの国家的な恩恵に浴してゐるところの事業であります。しかも国民大衆の生活並びに国の経済の上に大きな影響のある電気料、電力料等の問題であります。そうしたような、このいわば世襲的な独占的な事業が一割二分の配当をやつておるようでありまして、これは現在の段階では少し高過ぎるのじゃないか。かつては八分の配当を継続しておつたやうな時代もありました。一時金融調達が非常に困難で、しかも開発にどんな金が必要である、こういう段階のときにはまだしも考えられぬことではありませんが、最近におけるところの金融情

勢、ことに今後の見通しの上に立つたところの金融情勢から見ても、一割二分の配当は高いので、これをさらに圧縮して料金引き下げの方向に進むべきではないか。ことに昨年度においては未曾有の水に恵まれた状況等もあつて、相当大きなところの利益金が蓄積されておる。おまけにあらゆる租税措置等によつて、これらの独占的の事業が相当大きな蓄積を残しておるという状態になつておる。今こそ、この料金の引き下げをして、そして真に国の経済の健全な方向と同時に大衆の生活の向上に努力すべき時期であるといふふうに考へておるのであります。この点についての御意見を聞きたいと思ひます。

○石橋国務大臣 ただいまの見通しによりますと、先ほど申し上げましたが、電力の需用はまだまだ急激に増加する見込みでございまして。従つてここで電力の開発を油断することがどうしてもできないのであります。でありますから、各会社ともお話のように幸いに最近水の関係がよかつた等のことから蓄積ができましたが、しかしその蓄積は決して社外には分散させないのではありません。すべてこれは償却に充て、従つて新建設の資金として使つておるのであります。それから株式の配当一割二分が多いかどうか、今後もう少し日本全体の金利が下りますればまた様子が違つてくると思ひますが、現状においては一割二分くらい配当しなければ、たとえば増資をするといふことに対して困難がまだあるうと思ひます。急激に今までの配当を減らすといふことも事業の運営上いかばかりと思ひます。全体の電力の問題については

ぶん長いこと検討しておるのでありますが、いろいろまだ不安の要素が多いものですから、これをもう少し見詰め、めまして全体の料金あるいは配当その他の問題を決定したい、かように考えて鋭意一決して油断はしておりませんで、常に検討を加えておるような次第であります。

○中崎委員 最近における電力会社の発行しておる社債などの様子を見ても、売れ行きが活発で、ほとんど発行した日に売れ切れるというくらいに非常に売れ行きがいい。言いかえれば金利の基調も非常に下ってきているし、先の見通しもそうであるし、従ってまたさらに社債などの金利を下けても十分に売れるし、そしてまた銀行の借り入れ等についても金利の引き下げ等がある、電力会社の資産の内容、収益の内容も十分に好転するし、同時にそれとあわせて一部ある意味における金利とでもいえるべき配当金についても、それ相応の引き下げをすることは当然の成り行きだと思ふのであります。これは大体この年内においてこれから一期、また次の期の見通しになるのであります。そういう時期までに何らかの配当を払うだけの考え方があるかどうかを聞きたい。

○石橋國務大臣 私には金融及び金利の前途については大体樂觀をしておりますが、これは私の個人的見解でありまして、今どうして日本の金融がこういうふうになるのかという、これは本年の輸出の身がわりの円が国内に流れ出ている。日本銀行の貸し出しが減ったというの、その身がわりは何であつたかという大体貿易の金でありま

す。日本銀行が今持っておる外貨、一年間に——本日の数字は知りませんが、ついでこの間ちょっと見ましたところでは、千七百億圓ぐらゐは日本銀行が外貨を保有しておる。これは輸出の身がわりでありまして、そのほか外貨証券の手持ちがある。そういうことで通貨がとにかく二千億圓以上日本銀行から出た。それが日本銀行の今までの貸し出しに舞い戻ったということである。融の緩和を来しておると思うのであります。これはなお私は続くと思つております。これは世間で言いますように、本年度の輸出が果してどうなるかということに対して、相当懸念を抱いておる人もありますから、やはりもう少し様子を見ないと、この金融の状況が果してこのまま続くかどうかというところもなかなか言い切れないのであります。今は過渡期でありますから、もう少し猶予をお願いしたいと思ひます。

○中崎委員 それは一応お預けといたしまして、電気については莫大な国家資金などが投入されておるのであります。現に開銀の三十年九月末の融資だけでも千八百五十一億圓の膨大な額に上つておるのであります。ところで都市ガスの事業に対しては、二十九年度の十二月末における残高は七億五千萬圓、これはなるほどスケールなものでありますけれども、ことに私たちが木材合理化の角度から見て、木材資源を節約して、そうしてガスによつてこれをおかえていくべきであるという考え方の上に立つて、国会においても商工委員会においては小委員会を設けて、熱心にその方策に努力

を払つておるのであります。これは閣議においてもこの方針が数回にわたつて決定されておるといふような状態でありまして、それにもかかわらず、ただ七億五千萬圓程度のスズメの涙のようなこの政府融資ではとても追いつかないと思ふのであります。これに對してはどうしてまた子扱いをするのか。そのほか開銀の金だけではない、いろいろな法人税あるいは固定資産税などの点についても言えることでありまして、か、どうしてこんななま子扱いをするのか。将来一体どういふようにしようとするのか、それをお聴きしておきたいのであります。

（小笠委員長代理退席、委員長着席）

○石橋國務大臣 別段今までガス事業をなま子扱いしておつたわけではございませぬけれども、何しろ電気の開発等を急激にやらなければならぬといふことに注意がや集中しましたから、従つてそのほかの事業については、電気ほどの注意を同時に払うことができなかったという關係が確かにあつたと思ひます。しかしガス事業は、石炭の關係を考へましても、今のお話の木材節約の關係から申しましても、ぜひともこれは大いに奨励しなければならぬもので、通産省としては、これをやるつもりで、地方のガス会社に対しては補助金を出しますとか、あるいは融資をあっせんしますとかいふことによつて、本年度からはガス事業の普及をもっと力を注ぎたい、かように考えております。

○中崎委員 次に電気業者の固定資産税に関する問題であります。電力会社の固定資産について、各市町村においてこれが財源として固定資産税をかけることは御案内の通りであります。ところでこれに對しまして、これはおそろく全国の電力会社だと思ふのであります。電力会社が一定の固定資産の価額の標準率だけを払つて、各市町村においてその標準率以上に一般の住民に對してかけているところの税率のものを払わぬ。一方的に電力会社が市町村に對して標準率だけの計算をして払つておる。市町村において財源として一般の住民に付けておるのと同じような税率、たとえば島根県の場合をとつてみますと、昭和三十年度の標準率は、固定資産の価額の百分の一・四であつたという、それが二十九年度は百分の一・五だつたのであります。ところが各市町村において、それだけでどうしても財源がやれぬので、一・四ないし一・五の標準率を上回つて、たとえば最高百分の二とかいふような税率をかけておる。あるいは一・八とかいふ区別はあるのであります。最高百分の二までの税率をかけておる。ところが電力会社は、一方的に標準率であるところの一・四ないし一・五だけの計算をして、残りの差額を払わぬで済んでおる。そういうのであります。それがために各市町村では二十九年度、三十年年度の二カ年間で、島根県の場合においても、たとえば三千数カ町村がそれがために約八百萬圓の穴があいておる。それだけだけの通りに町村の財政は一定の収入がなければやうていけないわけでありまして、そういうふうな財政が危機に瀕しておるのかかわらず、ほかかむりをしてこれを顧みないというわけでありまして、一体通産省はこれに對

してどういふふうに考えておられるのかお聞きしたい。

○川上政府委員 今の問題につきましては、全国の市町村につきましても、いろいろな事例があるといふふうには私は聞いていないのですが、ただ島根県におきましてそういう問題があらまして、私の方から中国電力に對して注意をいたしまして、税率を市町村で定めまして、やはりそれに服して払うようにすべきであるといふことを言つてあります。しかし何かその間にいろいろな事情があるやうでありますので、私の方でもいろいろ調べておるのであります。それけれども、それが非常に不当な税率でなければ、私の方としては当然払うように指導したいと思ひます。

○中崎委員 不当な税率でなければというところでありますが、言いかえれば一・四ないし一・五の標準率が適當であつて、それをこえたものは不當であるといふふうにお考えになるのかどうかをお聞きしたい。

○川上政府委員 一・四とか一・五といふのは具体的な問題になりますけれども、私の方としては、その程度のものであります。二・〇あるいはそれ以上といふやうな問題になります。これは全国の各市町村との關係もありますので、私どもの方としましては、やはりなるべく全国の比率とに比較して、そういう程度ならば払うべきではないかといふふうにお考えを願ひたい。

○中崎委員 たゞは全国に比べてかなり高いものがあつた、こういうやうな場合においては、あなたの方で査定



して、これは高いということで払わぬでいい、こういう指導をされるつもりでありますか。ともども地方財政というものは、政府の機関であるところの地方自治庁において、当然その承認をとってこれが予算として実行されていかれるわけでありまして。ことに固定資産税の税率等については、もちろん自治庁の承認の上に立っている。従って政府としては、その市町村が一年間の運営をやっていくためにはそれだけのものが必要であるということとを認めてやらしてやるはずなんだ。それが適当であるかないかということを決するところの権限が、通産省におありなのかどうか、お聞きしたいのであります。

○川上政府委員 私の方としましては、そういう権限はありません。ですから、ある市町村におきまして、標準よりも高く税率を変えたいという場合におきまして、電力会社の間におきまして、いろいろ問題がありましたらならば、その電力会社の事情をよく調べまして上で、できればなるべく安い税率にしてもらうというような交渉はもちろんです。その上でございまして、私の方で勝手に査定をしてこれを果敢に市町村に押しつけるというようなことはいたしません。もちろん税率につきましては二・五以上でありまして、あるいはそれ以上でありまして、これは自治庁で認可制度にたしかになっていて、自治庁と自治庁ともよく連絡をとりまして、そういう場合におきましては措置をとりたいと考えております。たださっきの一・四とかあるいは一・五という標準の税率が非常に高いので、これをやめてくれとい

うようなことは、私はちょっとこれはおかしいのじゃないか。何か特別な事情があるのではないかと、何かに考慮を要して、いろいろ調査をしておるのですが、どうも私はそういう標準税率の程度であるならば、これは当然払うべきだというふうに考えています。そういうふうな指導もいたしております。

○中崎委員 私が申し上げるのはこのようにです。言いかえまして、市町村では固定資産税をとりなければ市町村はやっていけない。従って税法に従って一定の率をその市町村において法の範囲において予算を立てて、そうして政府の承認をとってこれを執行しているわけですね。従って百姓といえども、商人といえども、一市民といえども、その中にいるところの市町村民といふものは一定の基準に従って固定資産税については税金を払っている。従って電力会社に対して特別の高いところの税率をかけるということならば、これは妥当でないと思う。ところが住民と同じように、そうしてその財政をまかなうために税法の範囲内においてやっていると、これに当然払うべきであると思う。その標準が一・四であるならば、認められてる範囲であるならば、すなわち百分の二までは当然これは払うべきである。それで今度ばかりに百分の二・五をその市町村の特別の事情でかけたとすれば、それを自治庁が認めればそれは有効だから、認められた範囲においては二・五といえども払わなければならないと私は思うのであります。この点いかがでありますか。

○川上政府委員 そういうふうに税率が決定されておりますれば、これは当然私は払うべきものだというふうに考えておりますが、島根県の問題につきましては、私の方でいろいろ一べん聞いたのですが、どうもはっきりしないものがありましたので、もう一べん調査をして、そういうことがありますれば、私の方で払うように指導いたします。

○中崎委員 この点については、ただ島根県だけでございせんので、中国電力管下の中国六県全部であります。あるところでは強引に押しつけられて、たとえ一・四の標準だから一・四しか払わぬぞといつて、泣き寝入りしたというところもあるようであります。ところが中国六県の市町村会などもやはり不当であるというふうな決議をされておるし、あなたの方の通産省に照会してみたところが、それは不当であるというところの回答が来ているというところも文書に書いてある。自治庁も同じように、中国電力のやり方は不当である、だから滞納をやるべきでない、払うべきであるという回答が来ていると言いますが、それがいまだに実行されておらないで、もう昭和二十八年、二十九年、三十年ですから、町村では実際に困り疲れているのです。そこで責任あるところの答弁と同時に、対策を今尋ねているわけなんです。ところが、いずれにしても、今日、三年もたっているのにまだこれから調査するといふようなことは適當でないと思ふ。すみやかに一つこの問題について調査されて、そうしてあなたの方から回答しておられるようなことが正しいならば、すみやかにそれが措置を講ぜられると同時に、国会においても一つその報告をすみやかにやってもいいと思います。この点について大臣に

一つ……。

○石橋國務大臣 お話のように自治庁が許可をし、正當に作られた税率なら、これはもうそれに服従するのは当然であります。どういうわけでも二十八年から三年間払っておらないか、私事情は知りませんが、よほど何か事情があるのではないかと。今局長が申しましたのは、そういうような事情があるらしいといふことで調べているのですが、さういふことは調べては、通産省が何をしようといふことを調べなくても当然払うべきもので、通産省から何も指令することはない。われわれの方へ相談が来たら、中部電力としては当然払うべきものだといふことは言うべきであります。あるいは中部電力にはそういう忠告もいたしたほうが、これは何も通産省が介在しなくても、当然とれるものだから、市町村はとつたらよろしいと思ひます。

○中崎委員 その大臣の答弁はきわめて不誠意きわまるものです。大体において公益事業として、全責任をもつて監督する立場にある者が——しかも國家の機関であるところの町村の財政が実際運営できない、三カ年もこういう状況が続いている。とつたらいいと言ふが、それなら実力をもつてとりまうか、どうすればいいんです。訴訟なんかみんなやって、ハチの果をついたような状態において、そうして争うことはいいのですか。監督の立場にある人が何という無責任なことを言うのですか。しかも民間同士のことでないのだから、こういう問題については一つ責任をもつて善処しますと言ふのが当然のことだと思ふ。

○石橋國務大臣 むろんお話の通りですけれども、しかしながら実際おかしなことです。どういふわけで一体そういうことが起っているのか、私には理解ができないのです。自治庁で許し、それで当然とるべき税がとれない。それから通産省に持つてきて通産省に指導しろというの、何かおかしい気がするからそう申し上げたのです。決して無責任に申し上げたのではありません。これはどういふ事情であるか、中部電力にさういふ聞き合をして、注意をいたしましょう。

○中崎委員 だから財政部長を要求しておいたのです。自治庁の答弁を要求します。それまで僕は議事を進めない。まず第一に、今申しましたように、全県三十三市町村で八百萬円の滞納になつておるのでありますが、結局において、半期間に何十億円という利益を上げていく独占会社が、こういう横暴をわまふことをやっておるがゆえに、われわれは黙つて見ておられないのだ。あなたたちは理解に苦しむようなことを平気で言つておる。またこれなんか見てごらんない。標準税率以上は出さぬといふことを言っている。勝手に自分が出さぬといふ。こういうふうな一方的なことを独占事業がやるから監督官庁はもう少し監督して、こういうふうな行き過ぎのないようにやりなさいといふことを言つておるのだ。だから自治庁の長官を呼んで下さい。その回答をはっきり聞くまでは、僕は待つています。

それでは次に質問しますが、漁業権の補償に関する問題であります。また島根県のことと恐縮なんです。例の江川のある発電の工事がやられたために、御承知の通りにあの大きな中国の

江川の沿岸においてアユとか何とか淡水漁業に従事してゐる漁民、七千名くらいおるでしょうか、アユの生産高は相当なものであるが、これによって自分の生活を立てておいた人がたくさんある。ところがそれがせきとめられたため、全然アユが上つてこなくなつて重大なる生活上の脅威を受けておるわけです。そこでこれに對して電力会社に對する漁業権の補償の問題がたいぶ起つておるのでありますが、元來通産省としてはこうした漁業権などの問題が起つたような場合において一体どういうふうな指導、処置を講じておられるのかお聞きしたいのであります。

○川上政府委員 そういふ問題につきましては、補償は、これは當然適正に払うべきだといふふうに私の方としては指導いたしております。これは補償につきましては、特に閣議決定の要綱がありまして、その要綱によりましてやっております。その要綱が、今お話の問題については適正に補償すべきであるといふふうに指導いたしております。私は今の具体的な問題につきましてはよく聞いておりませんが、もし調べた上で、當然これは補償すべきであるといふことであるすれば、私の方としては補償するように指導いたします。

○伊藤(卯)委員 閣下して、私の質問事項は何かあるのです。しかし時間の関係もあるし、これは後日、法案なり、その他関連事項の場合にお伺いすることにして、きょうは保留しておきたい、こう思うのです。ただ一点だけ大臣にはつきりしておいてもらわなければならぬといふのは、さつき電力の料金のとき、今まで

のままだと三十一年度もやつて、もう一年延ばすといふことを簡単にしやつておりました。これは、あれは大臣、そう簡単にあなたがごでございさうなわけにいかぬ。去年ちゃんと国会の議決によつて、もし三割頭打ちをさらに延ばす場合は料金の改訂と見なすのであるから、従つて国会にも諮り、公聴会も開いて、その上でできるというところに国会のところで満場一致の議決になつてゐる。そういう国会の委員会の全会一致の議決をあなたが無視して、それらに對する何らの弁明、説明もなく、このままだと延ばしつたといふことは、電力会社が非常に不況にでも立っているならともかくも、さつきから中崎君の言うように非常に好況になつておる。だからこれをこのままだと延ばしつたといふと、石橋通産大臣は電力会社のこの好況をさらに援助するといふことになるから、とかくの疑惑を受けるおそれがあります。同時にまたわれわれの全会一致の議決を無視することにもなりますから、その辺のことについて、あなたが一年延ばしますと勝手に言うことは、大臣といえどもこれは許されぬことになつてゐる。われわれの審議権を一体どうするつもりか、それを一つ明らかにしていただきたい。

○川上政府委員 さつき大臣からお話がありました。大体現状のままでずつと続けていきたいといふことなんです。私の方としては現状のままで頭打ちの問題につきましては現状のまま続けていきたいといふふうに考えております。それから水火力調整金につきましては、これは四月一ばいで期限が切れるわけなんです。これは廃止したいといふ

いふふうに考えています。今の頭打ちの問題につきましては、実はいろいろ電力業界とも相談したのですけれども、まだ最後の、ではよろしいといふようなところまでいっておりません。たとへば、電力会社の中でも非常に収支の悪いところが実はあるわけなんです。そういうところにおきましては、頭打ちの制度につきましては、やめてもらいたいといふような意向が相当強いのであります。実は大臣からも先般そういう地区の人を呼んで、いろいろ現在の産業界の情勢、あるいは電力全般の問題について話をされました。協力を願つたのですけれども、まだ最後の、ではよろしいといふようなところまで実をきいておりません。現在いろいろ工作中でございます。

それから公聴会とかそういう手続の問題につきましては、昨年のこの委員会でいろいろ問題があつたようでございます。これは、私の方の事務的な解釈としましては、これは当時の事務的な解釈でございます。現在もそれでいいではないかといふふうに考えているのですが、やはりこれは第何条でありますか、ただし書きによりまして、特別なケースにつきましては通産大臣の認可を受けて、それをやつてもよろしいといふようなことになつております。

で、私の方としては、こういう問題につきましては、どちらかといひますと、特別なケースの中に入るのじゃないかといふふうに考えまして、これは昨年のこの委員会で前の公益事業局長から説明があつたと思つたのですが、そういう解釈で実は考えておるわけなんです。そういう解釈と同時に、また一面において、業界の方で最終的によ

ろしいといふところまでまだできていないわけでございます。実は大臣からもお話をいたしましたことは、そういう方針でぜひいきたいといふことをおっしゃつたのであります。

○伊藤(卯)委員 川上さんの答弁も去年の委員会の議決を忘れておられると私は思ふ。なお、そうならば、いろいろ私は議論をしなければならぬが、時間の関係で私きょうは質問しないことにしておるからしないのですが、いざそれのうちにいたします。

あなたがそういうことをおっしゃられるから、一つ記憶を思い起さすように私は申し上げたい。今の頭打ちの改訂等の問題、今あなたのおっしゃつた問題については、本委員会において、今後かかる一方的な行政措置をなさず、聴聞会等の諸手続をすべきである。と商工委員会でも全会一致議決採択されて、これに對して石橋通産大臣はこう答えておる。本決議を尊重いたしますと、立つて言明されておる。これは速記録にある。だから大臣もお忘れになつておるのではない。こういうことになつておるのでありますから、一つ川上さんにも伺ひ、なお大臣にも明らかにしておいていただきたいが、そういう手続等の問題において延長しなければならぬ、変えなければならぬといふような場合においては、本委員会の議決に基いて公聴会、聴聞会等を開いてやられることが、この委員会の議決を尊重される結果になるわけなんです。それを無視しておやりになるといふことは、本委員会全会一致の決議ですから、そのまゝ見のがすわけにはいかなくなりまして、この点についてこれを無視するのか、そういう手続をやはり

尊重して踏まなければならぬとお考えになつておるのか。その点だけ一つ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○石橋通産大臣 公聴会その他を開くことを、あえてはばむわけではございませんが、私はただどういふふうに解釈しておつたのです。何かこれから料金の変更でもやるというなら、これは委員会の御決議の通り公聴会等の手続をしなければならぬが、ただ現状をそのまま維持するので、変更ではない、変更でなければならぬといふ公聴会等の手続をとる必要はないのじゃないか、こういうふうに解釈しております。

○伊藤(卯)委員 あなたは事ここに至つたからといふので、一方的解釈でやるうとしておられる。つまり頭打ちは三月三十一日まで、こうなつておる。それ以後は、そのまゝやるか変えるかという場合は改訂といふことになつておる。それを改訂と認めず、そのまゝといふことはあなたの一方的解釈もはなはだしいのであつて、三月三十一日までの頭打ちをそのまゝやるのも改訂、さらにこれを別個にするのも改訂、いずれにしても改訂であるから、従つて決議を尊重する意味においては当然われわれにそれらを報告されるなり、聴聞会等をおやりになつて、そしてわれわれの決議に對してこれを尊重する態度を明らかにされなければならぬ、私はこう解釈するのですが、どうですか。

○石橋通産大臣 なるほど伊藤君の言われるようにそういう解釈もできようかと思ひます。なお一つ研究いたしまして十分委員会の御意思を尊重するようになつていただきます。

○伊藤(卯)委員 閣下して、私の質問事項は何かあるのです。しかし時間の関係もあるし、これは後日、法案なり、その他関連事項の場合にお伺いすることにして、きょうは保留しておきたい、こう思うのです。ただ一点だけ大臣にはつきりしておいてもらわなければならぬといふのは、さつき電力の料金のとき、今まで

○伊藤(卯)委員 それではこれはいずれ後日やることにして、きようはお預けにしておきます。

○神田委員長 次は加藤清二君。

○加藤(清)委員 委員長の名によって、時間がないようですから私簡単に二、三お尋ねしたいと思つてます。その前に今伊藤同僚委員のおっしゃられたことと同じことを私は聞きたいのです。大臣はここで約束されたことをほんとうに実行されますかされませんか、こういうことです。しごく簡単なことです。

○石橋國務大臣 約束したことは実行いたします。

○加藤(清)委員 もう一つ。本委員会が全会一致決議されたことについては実行することとお考えになりますか、聞きおく程度のこととお考えでございますか。

○石橋國務大臣 聞きおけという御決議もありましょう、また実行しろという御決議もありましょうから、それは御決議に従つてやります。

○加藤(清)委員 ありがとうございます。そこでお尋ねしますが、あなたの言われる早急という言葉は一月でございませうか。半年でございませうか、一年でございませうか、これをお伺いしたい。

○石橋國務大臣 これは心理的問題で、気持ちでございませうから、早急でございますけれども足が動かぬこともございませうから、(笑聲)早急のつもりであつても、はたから見ると非常にのろいカメの子の早急とウサギの早急みたいな違いがある場合もありましようと思ひますけれども、早急というたから、これは幾日だとかなんとかいうことはちよつと申し上げかねるかと思ひ

ます。

○加藤(清)委員 大体習慣というものがございませう。経済であれば商習慣というものがあつて、そこで手形を振り出す場合でも三〇とか六〇とかせいで九〇とか、どんなに延べても半年とか、それ以上になりませんと約束を執行しない、こういうふうな一般人は解釈するのです。その場合一般あなたはどうされるか。そういうふうな問答ではわからないかもしれせんから、あなたの御記憶を呼び起すために私は例をあげてだんだん質問したいと思ひます。ほんとうは今後の問題についてでもたくさん聞きたいことがあるけれども、そんなことを何べん聞いてみたつてこれがから念仏になつたら何ものでもない。そこで過去において約束されたことの第一にトルコ問題があるわけでありませう。これはすでに一年と一カ月を要しております。早急に実行する、君の言う通り悪いところがあつたら早急に改善するとおっしゃいました。ところがそれはどうかというところ、一年間とつたか。その結果は日本とトルコの間に結ばれた半年間六百万ドルの行き来は貿易はほとんどゼロであつた。ほとんどというよりも、買物は買つたけれども売るのはウソ・ダラーも出ていない、こういう事実がございませう。その原因は那邊にあるかを私はここで説明をすることを差し控えます。

説明の内容を詳細に申し上げればともでもない事件が飛び出しますので、私はそういうことを言いたくないので、私は、ただ輸出振興をしたいがために一念から申し上げるのですから、それは差し控えます。要は、これを一年間はつておいてやうやくこの間代表を送

られたらうで、その代表も帰つてきたようございませうが、一体いつの日にどのようになつて実行に移されようとしてゐるのか、そうしてこれをあなたの一枚看板であります拡大貿易論にどのようになつて近づけようとなつていらつしやるのか、この点をお尋ねいたします。

○石橋國務大臣 トルコ問題も決して捨てておいたわけではないし、早急に解決する手はずをやつておいたのですが、事実相手方もあることでありませうし、いろいろな事情もありまして、最近まで延びておる。しかし今お話があらうに帰つてきております。そのことについては通商局長が来ておるはずですからそれからお答えさせませう。

○加藤(清)委員 要旨をとつて聞いています。その第一、一年間はつておいたことについて努力するであつたり、向うの相手もあることだからなんて、そんなことを言つてはいけません。向うは一生懸命早くこれを解決しよう解決しようと言つてゐる。それをこつち側からそれはいけませんいけませんという文書が交換されておる。相手があるのは当りまえです。その相手は急いでおる。にもかかわらずこつちが引き延ばしておつた、それだけの話なんです。そういう事実を知つておつて聞いてゐるのですから、そういうふうに答へられてはいかぬです。これと同じようなケースがまだほかにもあるから、それでどういふことをやられては困ると思ふ。あなたの看板がにせ看板だといふことになつては大へんなんです。跡目相続の筆頭に数えられてゐるあなたがそれで困るでしょう。あなたは新聞記者諸君から最高の点数八十点を

もらつてゐる大臣です、私もあなたを一番尊敬しているのだ。だからあなたのその信用度を今後一そう深めるためにも、これはほんとうに早急にやつてもらはぬと困るわけですか。そこで、一体時期はいつやられますか。

○板垣政府委員 早急という言葉が非常に正確な日数を意味するならば、ちよつと簡単に申し上げられませんが、今度ではできるだけ早く解決できると存じております。

○加藤(清)委員 それからもう一つ、ここで決議されたことで行われていないことがあるのです。これはだいたい前に行なつたのですが、どうしてくれませうか。ほかでもないのですが、お気づきにならぬかもしれせんから申し上げませうが、映画の上映館がございませう。これは衛生設備、防火設備が悪い、便所の位置等のおかげでエロも行われるからぜひ一つこれを早急に改善するといふ通知が本省から各映画館に回つておるのございませう。しかしこれは厚生省からでございます。しかしこれは映画館主としては、それはごもつともだ、ぜひ直そうというので銀行へ金を借りにいきましたとこで、丙種になつております。もうけた金は全部歩合制度で上へ上へと吸ひ取られて、やがてこれが蓄積金の基礎と相なつておるようございませう。そこでせめて何とか手当てをしてやうじやないかといふことになつて、大蔵委員会においては中小企業金融公庫から金を貸し出せ、こういう決議が行われまして、たの、すでにこれは一年になつております。それ以後この委員会においてなるほど中小企業のこととはどこで扱うべきだ、中小企業金融公庫のこと

は通産委員会のことだといふので、本委員会においても全会一致をもつて決議を見たのでございませう。そのときに大臣はまことにありがたい御決議をいだきましたので取り急ぎこれに對して実行方、善処方に努力いたしまする旨のごあいさつがあつたことをあなたに思い起されたでしょう。あれからすでに半年以上過ぎておりますが、一向に事務的には進捗してないようございませう。これは一体どこに原因があるのか、あるいは決議というものはほんとに同じようなものなのか、いずれでございませうか、承りたいのでございませう。

○石橋國務大臣 融資の問題であつたと思ひますが、これは中小企業金融公庫等々でございませうが、これは金を貸すのでございませうが、これは金を貸すのですから、そこそこですぐにといふわけにはいかないだらうと思ひます。今その事情を一つよく調べてお答えいたします。

○加藤(清)委員 原案は、中小企業庁で作るのでございませう。それからその原案が中小企業金融公庫の方へ回付されて、ここで相談されて、そうしてあの規定されてゐる現在の十八業種は十九業種になつてゐる現在のことなんです。それが行われてないのです。事務的の操作なんです。こんなものはしごく簡単なものなんです。それを何かむずかしいことのようにお考えのようございませうが、今までの例からいいますと二カ月は要してはいない。従つて私は二カ月ぐらいはやはり事務的にはかかるだらう。だからそう急にと言つたつて、何もきよう決議したからあしたしなければならぬなどというよ

うなことを言うておるのではございせん。従つて今ここで決議されてから、もうあなた半年の余になつていまいすよ。それが、何ら手がついていないでしよう。そのことをあなたは御存じでしよう。これはどういふことなんですか。あなたのサセクションは中小企業庁や中小企業金融公庫には全然及ばない、こういうことですか。中小企業庁長官がかわられてからでもすでに二ヵ月以上たつていますよ。前の長官の時代のお話なんです。これはどういふことですか。

○石橋國務大臣 今、事情はよくわかりませんが、中小企業庁等を調べてお答えいたします。

○加藤(清)委員 調べた結果、私の言う通りになつていたらどうなさいませうか。

○石橋國務大臣 それはできるだけ御趣旨に沿うようにいたします。ただ映画館というものの融資対象が、果してうまくいくかどうかというものはなかなか問題があるのではないかと思ひます。

○加藤(清)委員 私の言うておるのは、相手が借りにきてからの話じゃないのです。ただここで決議されたことが大臣の命によって通産省に実行に移されていくかいないかということ聞いておるのでございます。それが行われていない。調査してとおっしゃいます。そういう言葉は私は今までも何回も大臣から聞いていますが、それがまだ一年も二年もほらつておられますという、今度通産大臣が総理大臣になつてしまわれたら、これはとんでもないことになる。行われぬことになる。だからあなたが調査して私の言つた通りになつておつたらどうしま

すが、こういうことを聞いておる。○石橋國務大臣 ですから、まだそういうことが行われておらなかつたら、一つあなたの御趣旨が十分通るようになつておることを指導いたします。

○加藤(清)委員 つまり決議を即時実行する、こういうことですね。——決議を即時実行する、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○石橋國務大臣 つまり映画館を中小企業金融公庫の融資対象にするということが問題でしよう。その融資対象にするということについては、ここで必ず融資対象にいたしますとちよつとお答えしかねるのでございますから、中小企業庁でどうして今まで延びておるか調べてからお答えいたします。

○加藤(清)委員 だから私は最初に聞いておかなければいけないのです。それでは本委員会の満場一致の決議をほごにしてお返しになるつもりですか。

○秋山説明員 ただいま途中から入りました御趣旨がよくのり込みないかもしませんが、映画館に対する中小企業金融公庫の融資の問題は、従前からいろいろ問題がございまして、すでに大蔵委員会でも通産委員会でも御決議がございまして、私どもの方もその方向へ大蔵省と累次折衝を重ねてきたわけでございます。実は御存じの通り大蔵省の方から市中融資を抑制するという趣旨の通牒が出ておまして、その抑制せられたい対象には映画館も含まれておるといふような形のものに現に生きておるといふことになつておつたのでございます。従つてこれを廃止せず、すなわち市中融資を疎通せしめる措置を講ぜずして、直ちに国家資金を出すといふことは多少われわれと

しても踏み切りがたい点もございまして、その方の折衝が長引いておつた事情にあつたわけでございます。最近話し合ひもつきまして、同時にその方の解決もするといふ運びになりましたので、実はこれは政令で指定をいたしたわけでございますが、その政令の指定案も用意してございまして、すでに法制局へも一応下相談をいたしておりまして、何分案は法制局はちよつと法案審議の時期に入つて参りまして、法案の審査を手をとられておりましたために、政令の方が大へんおくれしておるという事情にございまして。手続的にお願いしたことは申しわけないのであります。が、間もなくこれは実施をいたす予定になつております。

○加藤(清)委員 秋山振興部長の答弁は、私は顔面通り受け取つて拝受いたしました。ところが私が尋ねたおるの、大蔵委員会決議をされてから、すでに一年有余たつておる、こちらで決議されてからは半年余もたつておる、そこで今日に至つてあなたは、決議は尊重し実行するとおっしゃつていらつしやるのだから、一体いつの日にこれが実行できるというくらいのこと、今聞かしてもおらぬと、ここでもまたぞろ即時やるとか、しばらく待つてからやるではこれはちよつと引き下れといつたつて引き下りにくいのです。ですからいつの日にできますか、こういうことを聞いておるのです。

○石橋國務大臣 今振興部長が言いますように、すでにその準備ができておるのでありますから、今度こそ急速だと考えます。

○加藤(清)委員 もう一点、今日の経済界の大きな問題となつておること、

すでに御存じの通りでございますが、普通新聞には私の知る範囲では二十四回出ております。その問題をお尋ねいたします。それはほかでもございませうが、日本の綿製品のアメリカ向け輸出が多過ぎるというところで、大臣はこれだけは大急ぎで——ほかのことは一年も二年もほらつておきながら、このことだけは取り急ぎ行われたらうでございませう。もうばつぱつと制限をなさつたうでございませうが、その制限の目的は一体どこにあつたか。おそれることはアメリカの同業者の声をやわらげようといふところに問題があつたじゃないかと思ひますが、あなたの実行された目的はどこにあつたのでございませうか、簡単によろしうございませう。

○石橋國務大臣 はなはだ皮肉の御質問であります。これは国内の方は少しはがまん願つてもいいが、対外関係は急がねばならぬということもありましたので、あれはある程度割合に早くいったでありませう。目的はあなたのおっしゃる通り、アメリカの世論——これは世論が合理的であるか合理的でないかという議論はありますが、合理的にせよ非合理的にせよ、とにかく世論がどういふことをいましておる、その世論を鎮静させる一つのチャンスを与えるためにあつたという処置をとつたわけでありませう。

○加藤(清)委員 その目的は達成されましたか。

○石橋國務大臣 完全に達成されたかどうかといふことになるとまためんどうであります。とにかくある程度達成されたと思ひております。

○加藤(清)委員 ところがアメリカの国会において、たゞいま日本の綿製品を制限してもらいたいとの法律が上程されておるようでございませうが、これでもって目的は達成されたとお考えでございませうか。

○石橋國務大臣 お話のように、さういふ法案が上程されていることも事実であります。同時にアメリカには日本側がこれだけ努力しているのだから、そういう法案を通過させることはよろしくないという動きも相当あります。またアメリカの政府はそのつもりで相当努力していると私は考えております。

○加藤(清)委員 私の思つていた答弁をしていただいて、まことにありがた。今あなたの御答弁になつたアメリカ政府当局やアメリカの有識者や一般国民の方々は、決して日本の綿製品がアメリカに輸出される、つまり向うでいへば輸入されることを拒否していただけてはいない。あなたのおっしゃつた通り、わが方が制限しない前に行われていたんです。そこを私は前にあなたに訴えたことがあつたのです。にもかかわらず内地の制限だけはされた。ところが向うの国会には依然として同じ動きが同じように行われておるといふことなんです。これに對してあなたはどういふ手を、どのようなPR運動を行われたか。これはさきにPR運動を行つておるという結論のもとに私は申し上げましたところ、それはその通りだ、だから一生懸命やる、こうおっしゃつた。その後どのように行われたかを承りたい。

○石橋國務大臣 それは日本人の商工会議所等も動いておりますし、また内

地から当業者もミッションを出し、いろいろのことをやっておるのではありません。それから今の動きはいかに正しい、アメリカの世論、またアメリカ政府は、貿易自由化の観点から申しまして、日本の綿製品を特に輸入制限するというのは、これは不合理であるというところは、これはもうよくよく知っておりますから、あなたの申しやる通り、初めからそういう考え方で努力していることは事実であります。しかしこの事実、この努力、向うのそういう有識者ないし政府の動きを動きやすからしめるということは、日本からも手伝ってやらなければいけないのであります。その動きを日本が援助するという意味におきまして、日本が相当思い切った輸出制限をしたということは効果を持っておるものと私は信じております。

○加藤(清)委員 はかりがたい効果でございますので、私はこの際、もう時間がないのですから簡単にその点だけを申し上げておきますが、アメリカの綿業界の不況、これは事実でございます。しかしその不況が日本の綿製品が輸出されたからであると断定する人があったとするならば、これは誤りもはなはだしきものでございます。綿業界の不況は、一番大きいのはアメリカの綿業政策であります。アメリカの綿生産者を助けるために二重価格で買ひ上げておるというところのアメリカの綿業政策が、一番の原因でございます。そのほかまだあるのだけれども、急ぐから簡単に端折りますが、決して日本から輸出された量あるいは品物あるいは値段、これが相手方に大きな刺激を与えたのではないということを、この際大

臣は日本の国民にもはっきりさせるべきではないかと思つてございませう。なぜかならば、アメリカの農務長官やあの病気のアイゼンハワーまでが、この問題に対しては、日本の綿製品を拒否するがごときことはいけないうことであるというので、上程された法律を拒否の挙に出たのでございませう。この恩義に感じてでも、なお原因をはっきり究明して国民に訴え、同時に、大臣はアメリカ国民にもその原因のあり場所を認識していただくことが最も肝要ではないか、こう私は思うわけなんです。

そこで簡単に数字を申し上げますならば、日本から輸出されたところの去年の輸出量は一億三千万スクエアといひますけれども、これはアメリカの綿生産量に比較すれば、わずか百分の一にすぎないのでございませう。向うから買ひ入れたものとこちらから売ったものとの比較をとってみますと、去年は七十分の一である、おとしは二十四分の一なんです。ことしこそややふえたのでありますが、アメリカから買ひ入れた原綿の量と、それを加工してアメリカへ輸出いたしました日本の綿製品の量とを比較いたしますと、ここに二十分の一、三十分の一という比率が出てくるのでございませう。大臣、これは大事なことなんです。御存じですか。これが相手方にもそれ影響を与えたとするならば、好影響こそ与えておるけれども、悪影響の材料にはならないというところは、先ほど首藤新八さんが何とおっしゃったか。あなた聞いてみえなうでしょう。セメントをこれから東北興業で作ります、これは二十万トンでございませう。十分の一にも

なりませんが、従いましてこの程度のものであれば絶対に影響はないと考えます、こうおっしゃった。その通りなんです。ところで十分の一で影響を与えなければ、二十分の一はもっと少ないはずでございませう。百分の一はもっともってアメリカのような大企業を持つた、あの大きな資本力を持った国に対して、百分の一の日本の材料が恵材料になつたなどというところは、だれしも考えられないことなんです。輸出輸入の総バランスを考えると、五億の買い越しは慢性的になつて、これを解消する意味においても、あなたは、もっともってアメリカへ輸出を振興してしかるべきなんです。にもかかわりませず、わずか百分の一ばかり出たからというので禁止の態度に出てきたというのは、大臣の拡大均衡論が一体どこを向いておるのかというのを疑ひたくなつてくるわけなんです。しかもきのうきよう聞くところによれば、きょうの新聞でもジョンスンは日本が外国から買ひうけずか二百二十本の映画のうち八割以上はアメリカから買ひうけておることを要望しておられるようでございます。総消費量の八割をばい買ひましようという日本政府が、どうしてアメリカ国民の全消費量の二分の一にも足りないところの日本の綿製品を禁止しなければならぬのか、ここをばい買ひと、あなたの拡大均衡論はどっち向きであるか、どっち向きで赤字を解消するのか、この点をばい買ひと答へ願ひたいのでございませう。

○石橋國務大臣 御趣旨は全然同感であります。それと同様のことを私は機会あるごとに、アメリカに申し上げておる。決してそれに異論はありません。しかしながらそれにもかかわらず、さつき申しましたようにアメリカの世論が誤まつておるとはいへども、日本の綿製品がやや急速に伸びたということに対してどううたる非難を浴びせてくる。さきにはガットの問題でも三十五条を援用する国々が欧州にたくさん現れたというところは、いずれもこつちから申せば不都合であります。向うの政治あるいは社会情勢からこれまたやむを得ない事情でありましたらう。従つてこれを鎮静するには、ただ理屈だけ言つておつたんじゃないだめだ。日本側としてもできるだけ手を打たなければならぬのです。そこでその手の一つとして、あなたの非難される輸出制限の方法も講じた、これは御趣旨のことは常に私は申しておる。

○加藤(清)委員 今答へが聞けないのは非常に残念に思ひますが、アメリカの大統領までが日本の綿製品を買ひなうというふうなことは、日米通商航海条約上もわかりだし、この友好関係の上にかんばしくない結果をもたらすこととに相なるから、これは行わなければならないというところの発言を公聴会においても議會においても発表されているのです。それに相呼応するのはあなたのおっしゃつた通り当然のことなものです。この機に、アメリカの国がこのよな法律を提出しているというのには、これは国民に不幸をもたらす基であるというところをはっきり日本国としてもあちらにアッピールすべきである。しかも日本のような品質のよい低い低コストの綿製品を拒否するということ、は、シャットアウトすることはアメリカ国民に与えられる恩恵を削減することである。このことはやがてアメリカ国民に不幸をもたらす原因になる、こういうことを向うの経済学者も述べ、大臣も述べ、農林大臣のごときは、この挙に出ればやがてはアメリカの原綿を生産しているファーマーに対してずいぶん影響があるから、これはやっおられるのです。従つて日本国においてもこれと相呼応する一番いいチャンスじゃないかと私は思ひます。ほんとうにあなたが努力されるならば、よろしいジョンスンさん、映画は買ひましよう、そのかわり綿製品くらいは買ひ下さいよ、材料はあなたの方のものでござんすよ、くらいの話し合ひはやられてもしかるべきじゃないかと私は思ひます。ぜひ一つ今後輸出制限でなくして、輸出振興、あなたの言う振興にこそうの御努力をお願いしたい。とかく日本政府は輸出振興と口に言ひながら、実はブレーキをかけることのみ多くして、実際に輸出振興に努力するといふことは遺憾ながら目に見えてこない。アメリカの方から何か言われると、買ひ方ははい買ひましよう、幾らでも余剰棉花を買ひましようというところ、おきながら、ちよつと何か言われると、はいあそれから作つたものはまあ売ることばやめましよう、ブレーキをおかけになる、これでは独立日本とはいひながら、あまりにもみじめ過ぎるじゃないか、やがて来たるべき首相の跡目相続をされんとする通産大臣は、この際は腕のよさをばい買ひと内外に宣明されるべきではないか、こう思ひまうのでございませう。

○石橋國務大臣 御高説は十分拝聴しましたが、その通りにやっておりますよ。



ジョンストンとも偶然その話をしました。ただしあなたのように映画を入れてやるとは言いません。映画を入れないうが、綿製品を買えと言ったのです。

○神田委員長 理事会の申し合せによる時間が参りましたので、これにて石橋通商産業大臣、高橋経済企画庁長官、横田公正取引委員会委員長の産業経済一般に関する説明に対する質疑を終了することとし、なお個々の調査事件につきましては、理事会にお諮りした上で、必要に応じ質疑をいたすことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会